

障害者の相談支援等について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活支援推進室

現状・課題

- 障害者等の相談支援は、個別給付による相談支援、地域生活支援事業により市町村が実施する相談支援により、基本相談支援、計画相談支援、地域相談支援等が実施されている。
- 相談支援については、以下のような状況と課題がある。
 - ・ サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案は、平成27年4月から全ての障害福祉サービス等の利用（申請）者について作成されることとなった。
 - ・ 計画相談支援、障害児相談支援については、利用者数、事業所数、相談支援専門員数（従事者数）とも継続して増加傾向にある。相談支援専門員については、その人員の不足や更なる資質の向上を求める声がある。
 - ・ 様々な相談支援の業務がある中、基本相談支援（市町村障害者相談支援事業における同種の業務を含む）は、その重要性からなお一層の強化を求める声がある。
 - ・ 市町村障害者相談支援事業は、全ての自治体で実施されている（必須事業）。その内容や規模は多様である。
 - ・ 基幹相談支援センターは増加傾向にあるが、設置している市町村は半数以下にとどまっている（45%）。未設置自治体においては、スーパーバイズや研修等の人材育成や支援者支援の取組が実施されていないことがある。
 - ・ 基幹相談支援センターが設置されると、総合的・専門的相談の実施や、地域の相談支援体制強化の取組が推進される傾向にある。しかし、その取組や地域づくりの機能が十分果たせていないセンターや、設置はしたものの役割が不分明であるとされるケース、従事者の資質向上を課題とするケースもみられ、設置済みの場合でも更なる充実強化や運営支援が必要な場合がある。
 - ・ （自立支援）協議会はほぼ全ての市町村及び全ての都道府県に設置されている。具体的な課題を検討する部会の設置状況や開催頻度等は多様であり、形骸化を指摘する声がある。

検討事項（論点）

- 相談支援の制度の在り方（計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援、市町村障害者相談支援事業、基幹相談支援センター）についてどう考えるか。
- 自立生活援助と地域定着支援の制度の在り方（住宅施策との連携の推進を含む）についてどう考えるか。（第113回障害者部会において議論）

<論点>

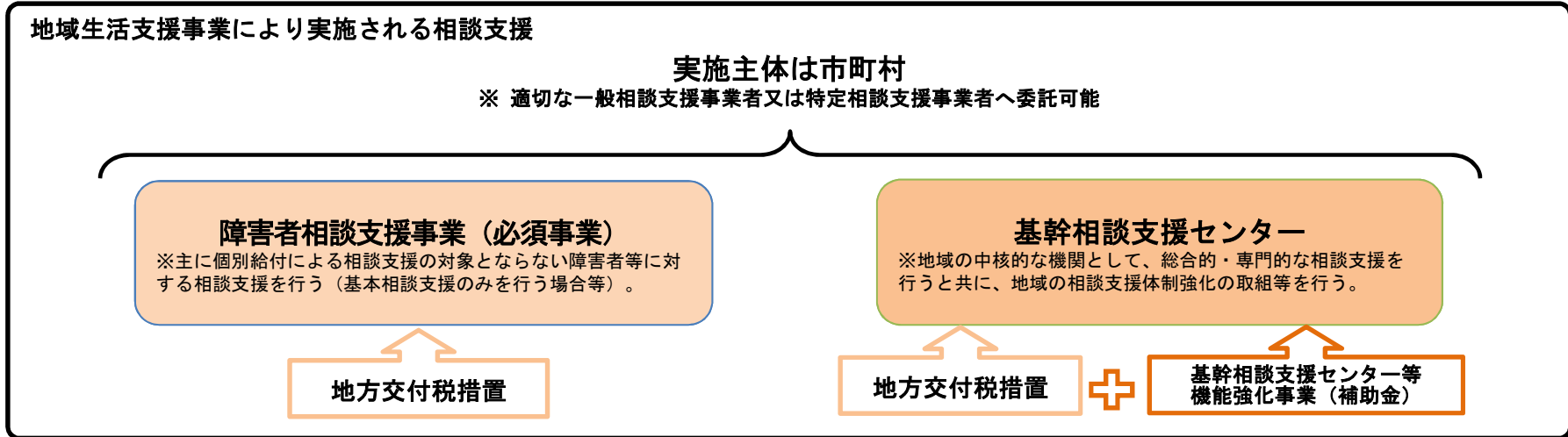
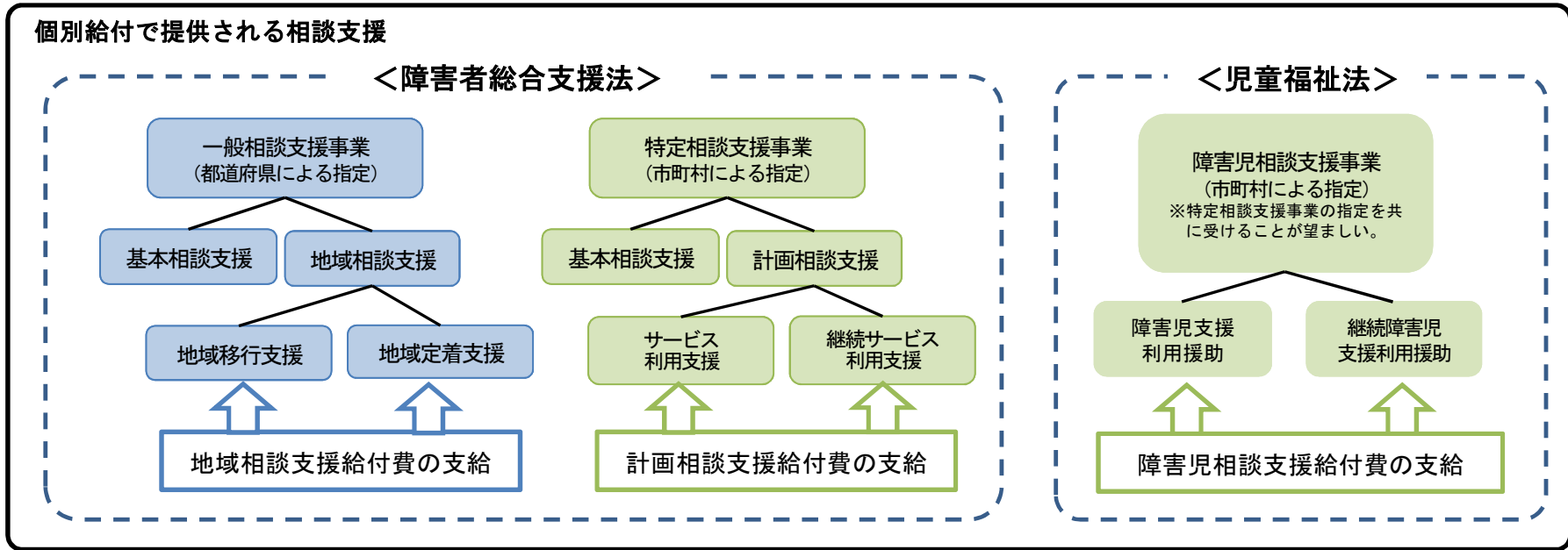
- ・ 複雑化した相談支援を、住民や関係機関等にとってわかりやすく、アクセスしやすい仕組みへ再構築することが必要ではないか。
 - ・ 障害者等が地域で本人の希望する暮らしを形づくり、継続するための相談支援の更なる充実・強化策が必要ではないか。
 - 潜在的な要支援者へのアウトリーチ活動や本人の希望を形成するための関わり、伴走型支援を丁寧に行う仕組みが必要ではないか。
 - 障害福祉サービス等の利用調整のみにとどまらない地域にある様々な人やモノ、サービス等を利活用した暮らしの実現に資する相談支援を提供可能にする体制整備が必要ではないか。
 - ・ 利用者の心身や家族を含む環境の状況により多様な支援が発生しうる相談支援の業務の範囲や仕組みを検討することが必要ではないか。
 - ・ 支援者支援や支援の検証の取組等の相談支援を強化するための取組を更に推進する方策が必要ではないか。
- （自立支援）協議会の活性化と「地域づくり」（地域資源の改善・開発等）の推進についてどう考えるか。

<論点>

- ・ 形骸化しているとされる（自立支援）協議会を活性化させるための方策が必要ではないか。
- ・ 地域で真に必要とされる資源や取組を把握するため、個別のケースの集積から地域課題を抽出するような取組を推進するための方策が必要ではないか。
- ・ 多様な協議の場が各分野において設置される中で、関係者の負担を軽減しつつ、必要な取組を実施できるための方策が必要ではないか。

障害者等への相談支援の体系

障害者総合支援法における相談支援事業の体系



現行の相談支援体制の概略

相談支援事業名等	配置メンバー	業務内容	実施状況等 (相談支援事業実態調査)
基幹相談支援センター	定めなし 《地活要綱例示》 主任相談支援専門員 相談支援専門員 社会福祉士 精神保健福祉士 保健師 等	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合的・専門的な相談の実施 (基幹相談支援センター機能強化事業) ● 地域の相談支援体制強化の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の相談事業者への専門的な助言等 ・人材育成 ・地域の相談機関との連携強化 ・事例の検証 ● 地域移行・地域定着の促進の取組 ※権利擁護・虐待防止(虐待防止センターの受託)	■ 1,741市町村中 650市町村(H30.4) 37% 687市町村(H31.4) 39% 778市町村(R2.4) 45% ※箇所数は946ヶ所(R2.4)
障害者相談支援事業 実施主体：市町村 →指定特定相談支援事業者、 指定一般相談支援事業者への 委託可	定めなし	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等) ● 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導) ● 社会生活力を高めるための支援 ● ピアカウンセリング ● 権利擁護のために必要な援助 ● 専門機関の紹介 等 	■ 全部又は一部を委託 1,579市町村(91%) ■ 単独市町村で実施 1,040市町村(60%) <div style="text-align: right;">※R2.4時点</div> ※全市町村が実施 (地域生活支援事業必須事業)
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所	専従の相談支援専門員 (業務に支障なければ 兼務可)、管理者	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本相談支援 ● 計画相談支援等 <ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用支援、 ・継続サービス利用支援 ※機能強化型報酬を算定する場合は24時間対応及び困難事例への対応等を行う場合あり	■ 9,623ヶ所(H30.4) 20,418人 10,202ヶ所(H31.4) 22,453人 10,563ヶ所(R2.4) 23,729人 ※障害者相談支援事業受託事業所数 2,200ヶ所(21%)
指定一般相談支援事業所	専従の指定地域移行支 援従事者(兼務可)、う ち1以上は相談支援専 門員、管理者	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本相談支援 ● 地域相談支援等 <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行支援 ・地域定着支援 	■ 3,397ヶ所(H30.4) 3,377ヶ所(H31.4) 3,551ヶ所(R2.4)

計画相談支援、障害児相談支援について

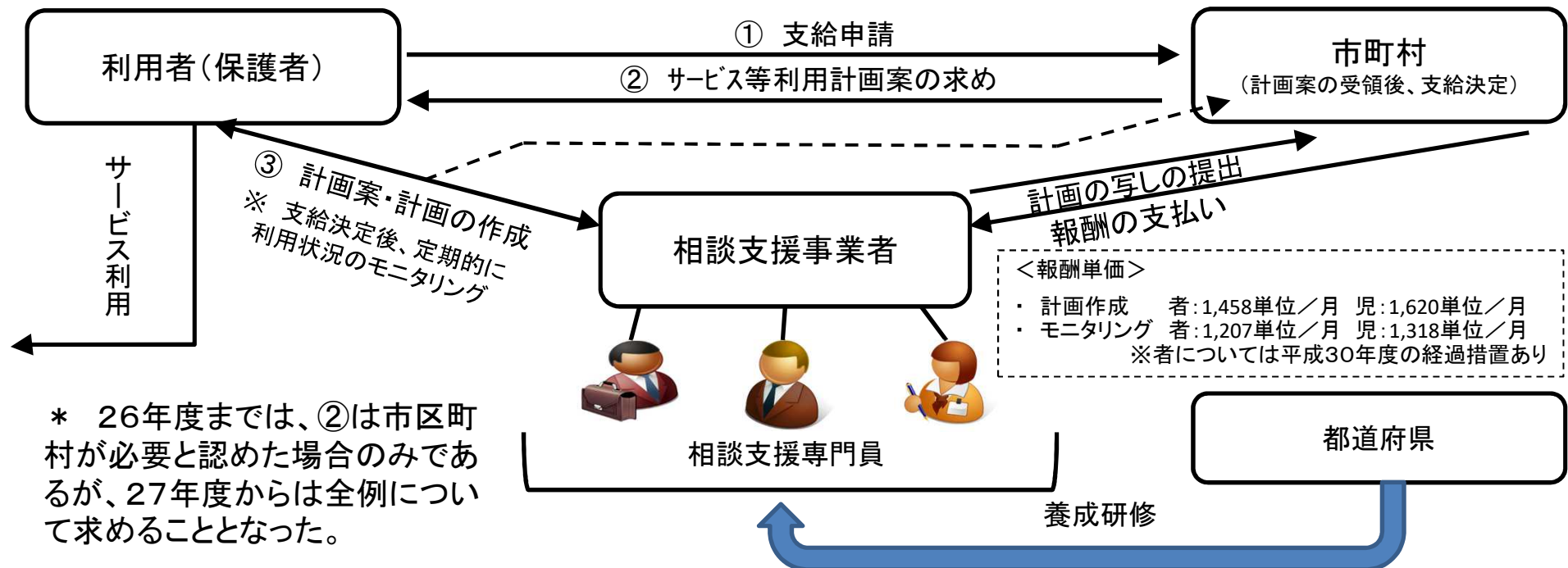
計画相談支援・障害児相談支援のしくみ

○ 障害者総合支援法に基づくサービスの利用に当たっては、相談支援事業者が作成する「サービス等利用計画」が必要。（※児童福祉法に基づく障害児支援については、「障害児支援利用計画」）

※ 平成22年12月成立の「つなぎ法」による関係法令改正の施行（平成24年4月）により、平成27年3月までは経過措置として、市町村が必要と認めた場合に計画を作成することとされていたが、平成27年4月より、全例について計画が必要となった。

※ 各事業所で計画を作成する相談支援専門員には、高い能力が求められるため、一定の実務経験に加えて都道府県が主催する研修の修了を義務づけている。

（利用プロセスのイメージ）



支給決定プロセスについて

サービス等利用計画については、平成27年度からは市町村が支給決定を行うに際し、全ての利用者を対象とする。

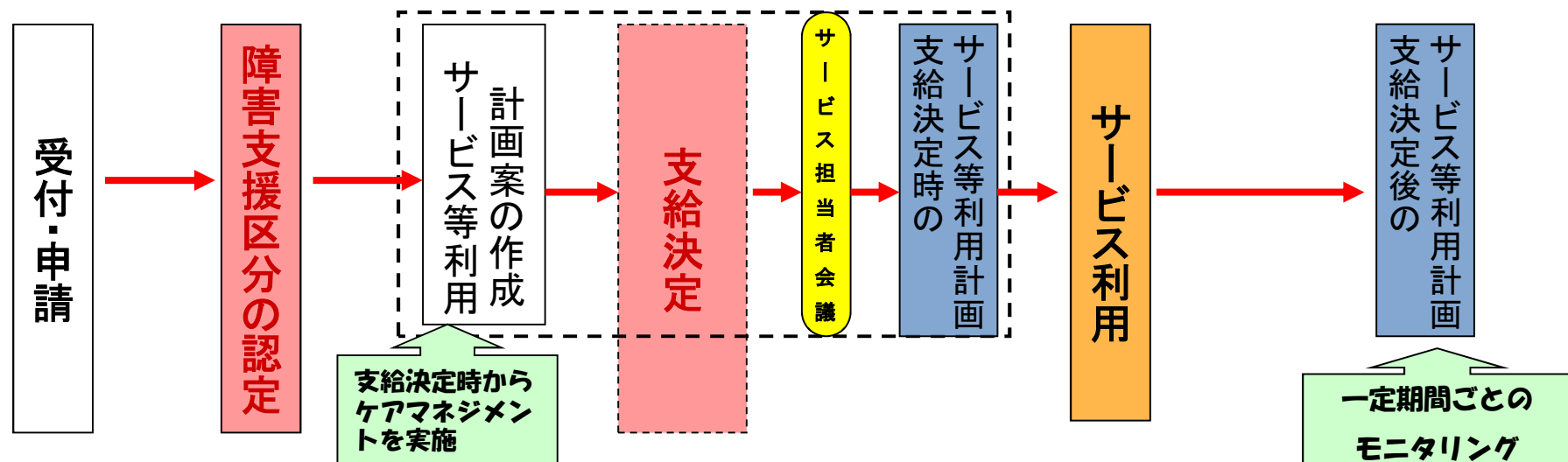
市町村は、必要と認められる場合として省令で定める場合には、指定を受けた特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求め、これを勘案して支給決定を行う。

- * 上記の計画案に代えて、指定特定相談支援事業者以外の者が作成する計画案(セルフプラン)を提出可。
- * サービス等利用計画作成対象者を拡大する。

支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)について、計画相談支援給付費を支給する。

障害児についても、新たに児童福祉法に基づき、市町村が指定する指定障害児相談支援事業者が、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画(障害者のサービス等利用計画に相当)を作成する。

- * 障害児の居宅介護等の居宅サービスについては、障害者自立支援法に基づき、「指定特定相談支援事業者」がサービス等利用計画を作成。(障害児に係る計画は、同一事業者が一体的(通所・居宅)に作成)



全ての利用者について計画相談支援等が行われることを原則とした趣旨

【経過】

これまで、障害者ケアマネジメントの必要性や相談支援の体制等に重要性に関しては、「障害者ケアガイドライン」報告書（平成14年3月31日）（障害者ケアマネジメント体制整備検討委員会）により提言され、その後、* 社会保障審議会障害者部会報告書（平成20年12月26日）においても大きく取り上げられてきた。

【趣旨】 * 記載事項を整理すると、次のとおりである

H26.2.27事務連絡（抜粋）

(1) 障害児者の自立した生活を支えるためには、その抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けたきめ細かく継続的な支援が必要であり、そのためには定期的なケアマネジメントを行う体制が求められること

(2) 障害児者にとって、専門的な知見を持った担当者からのアドバイスを活用してサービスを幅広く組み合わせる利用することが、選択肢の拡大につながる

(3) 可能な限り中立的な者が、専門的な観点から一貫してケアマネジメントを行うことにより、市区町村の支給決定の裏付け又は個別のサービス・支援の内容の評価を第三者的な観点から行うことが可能となること

サービス等利用計画はツール

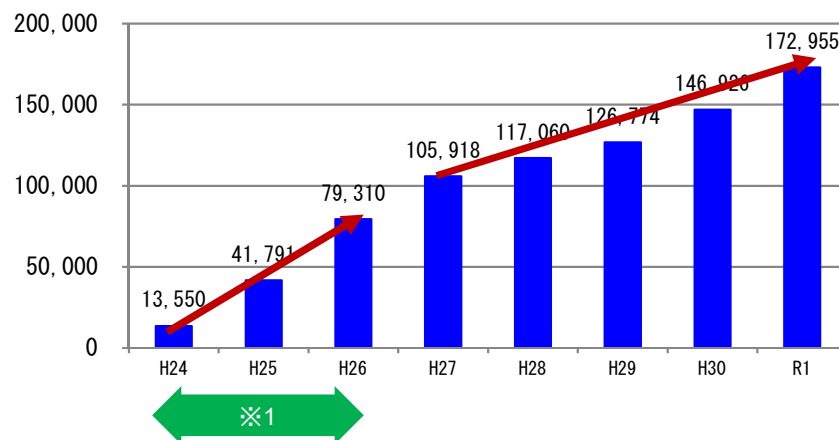
【目指すもの】

- 各市区町村（わがまち）に住んでいる障害福祉サービス等を利用するすべてのひとに対して、時には近くで深く寄り添い、時には遠くから見守ることのできる「相談支援専門員」という専門職が身近にいる体制を整えること。
- そして、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを目指すこと。

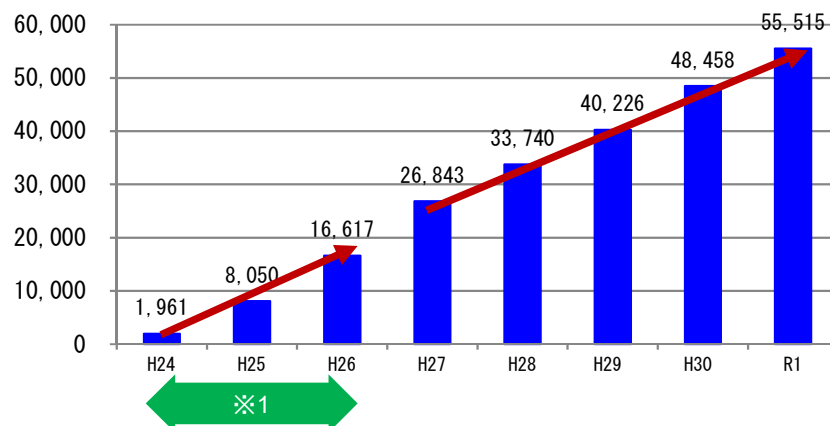
計画相談支援・障害児相談支援の利用者数の推移

○ 計画相談支援は、利用者数、費用額について、毎年増加しており、1事業所あたりの利用者についても増加している。(R2.3月時点:20.2人、H31.3月時点:18.2人、H30.3月時点:16.6人)
 ○ 障害児相談支援も、利用者数、費用額について、毎年増加しており、1事業所あたりの利用者についても増加している。(R2.3月時点:11.4人、H31.3月時点:10.8人、H30.3月時点:9.9人)

計画相談支援 利用者数の推移(一月平均(人))



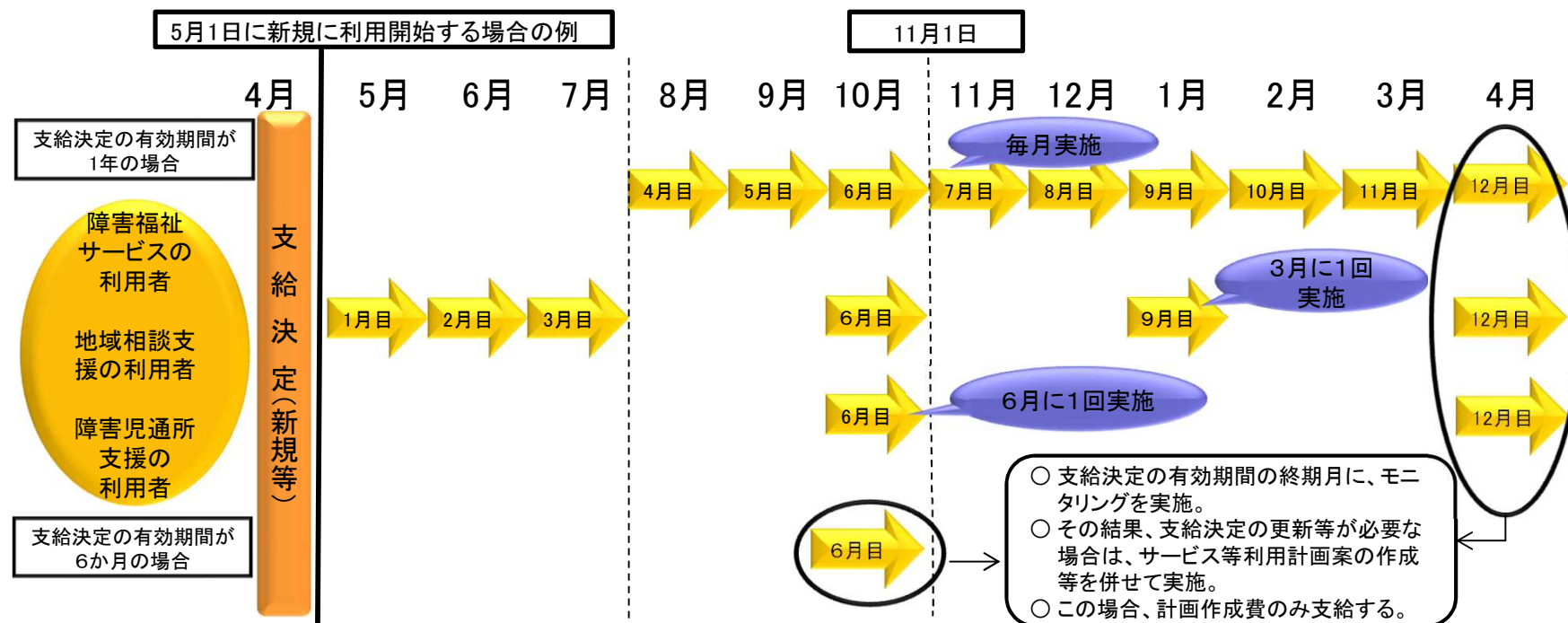
障害児相談支援 利用者数の推移(一月平均(人))



※1 全ての障害福祉サービス等の利用者を対象とするにあたっての経過措置期間(H24.4~H27.3)

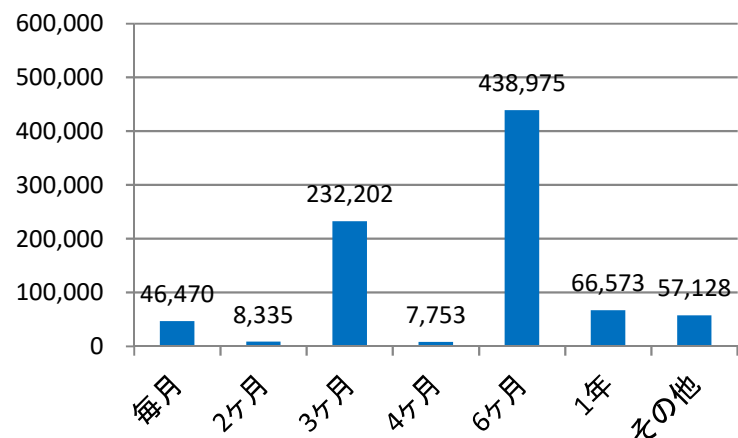
モニタリングの実施標準期間と実施イメージ

対象者	期間
①新規又は支給決定の内容に著しい変更があった者	1月間 ※利用開始から3月のみ
②集中的な支援が必要な者	1月間
③就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助の利用者	3月間
④居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練の利用者	3月間
⑤生活介護、就労継続支援、共同生活援助(日中支援型を除く)、地域移行支援、地域定着支援、障害児通所支援の利用者	6月間 ※65歳以上で介護保険のケアマネジメントを受けていない者は3月間
⑥障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援の利用者	6月間

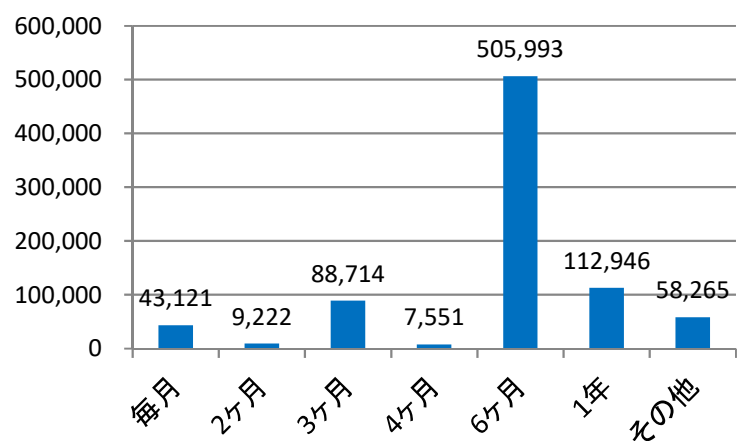


計画相談支援 モニタリング頻度（実数）（R2.3：厚生労働省調べ）

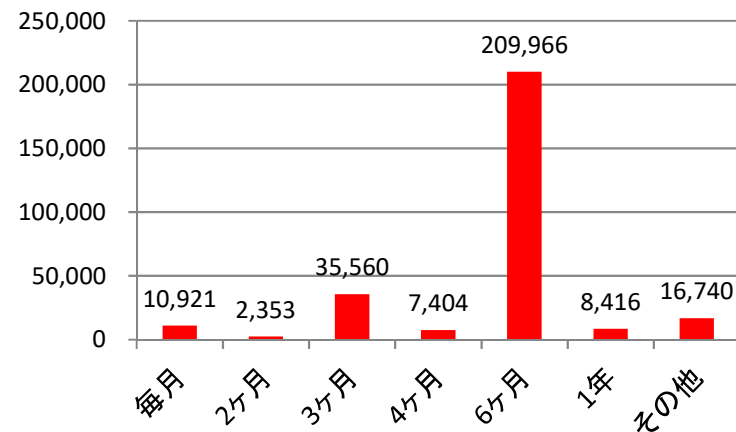
○ 計画相談支援におけるモニタリング頻度



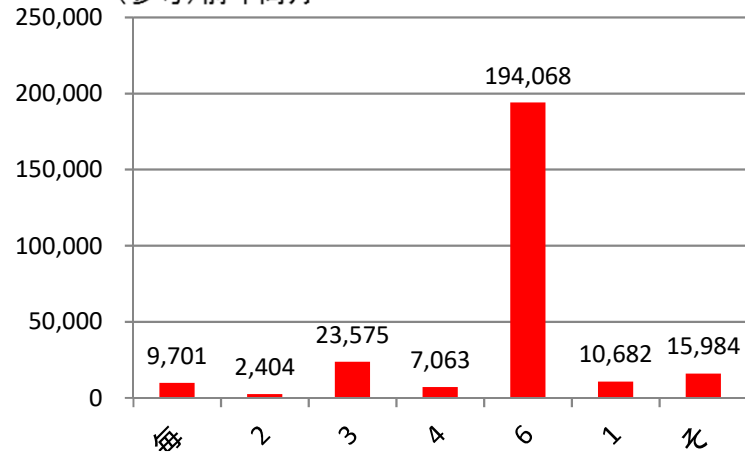
(参考)前年同月



○ 障害児相談支援におけるモニタリング頻度

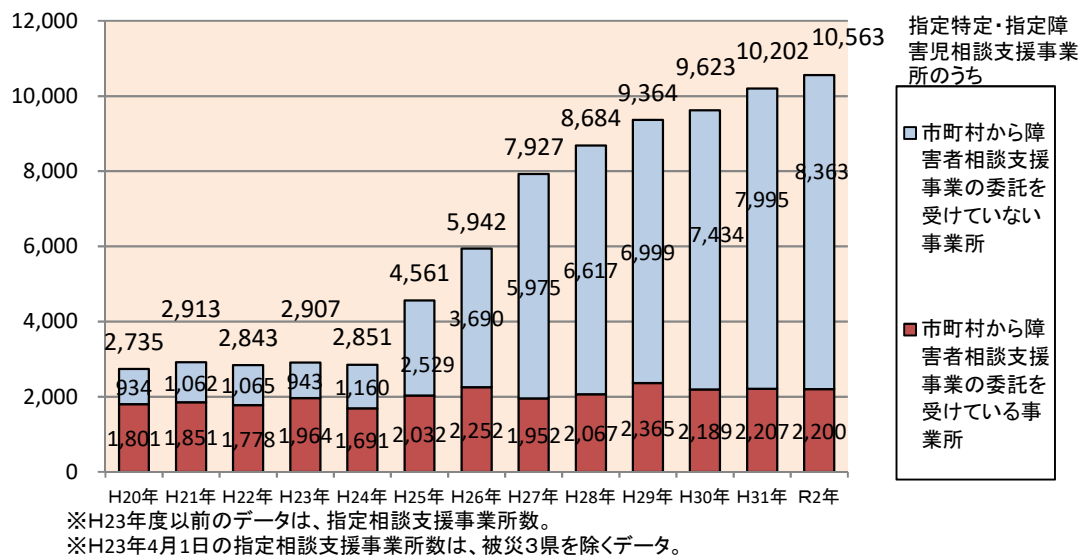


(参考)前年同月

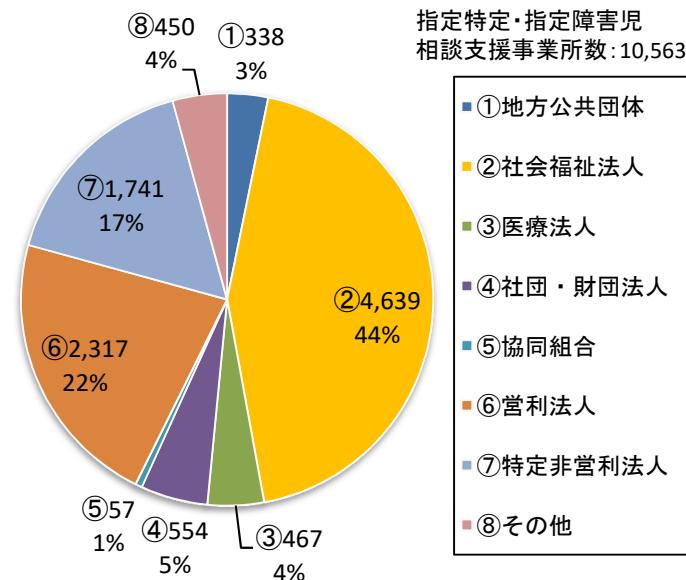


指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所等について

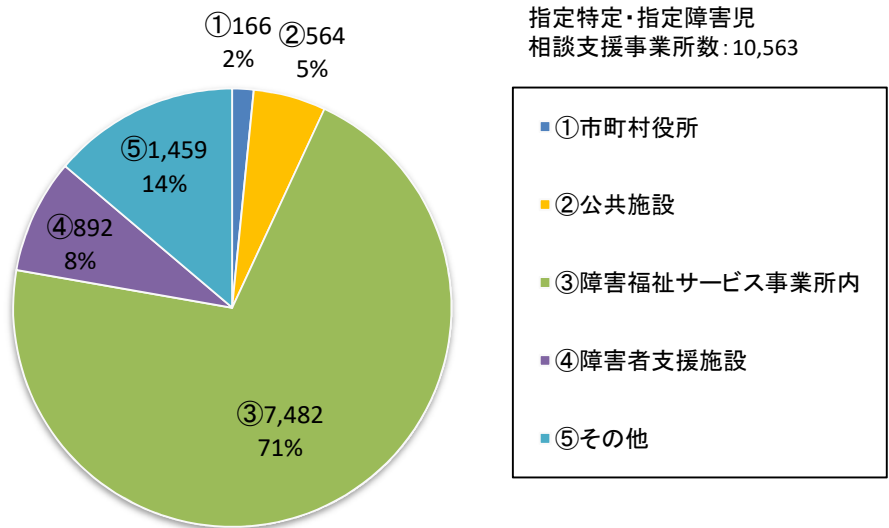
指定特定・指定障害児相談支援事業所数(経年比較)



指定特定・指定障害児相談支援事業所の運営主体



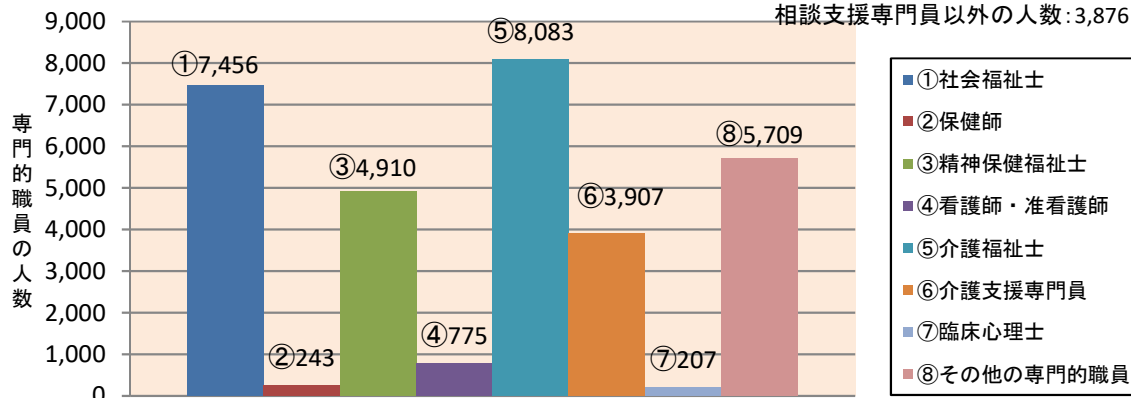
指定特定・指定障害児相談支援事業所の窓口の設置場所



指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所等について

指定特定・指定障害児相談支援事業所に配置されている専門的職員の人数

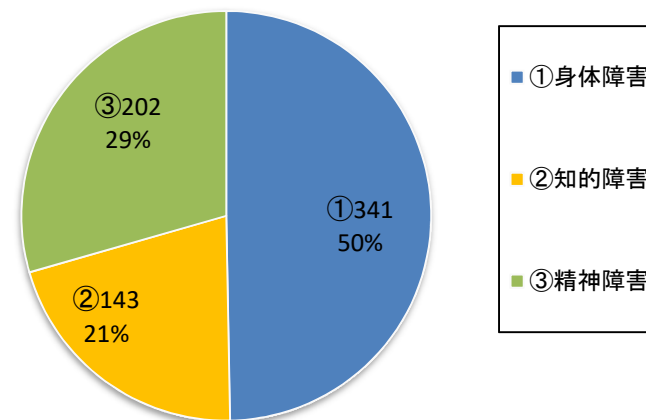
相談支援の業務に従事する者の人数：27,605
 このうち、相談支援専門員の人数：23,729
 相談支援専門員以外の人数：3,876



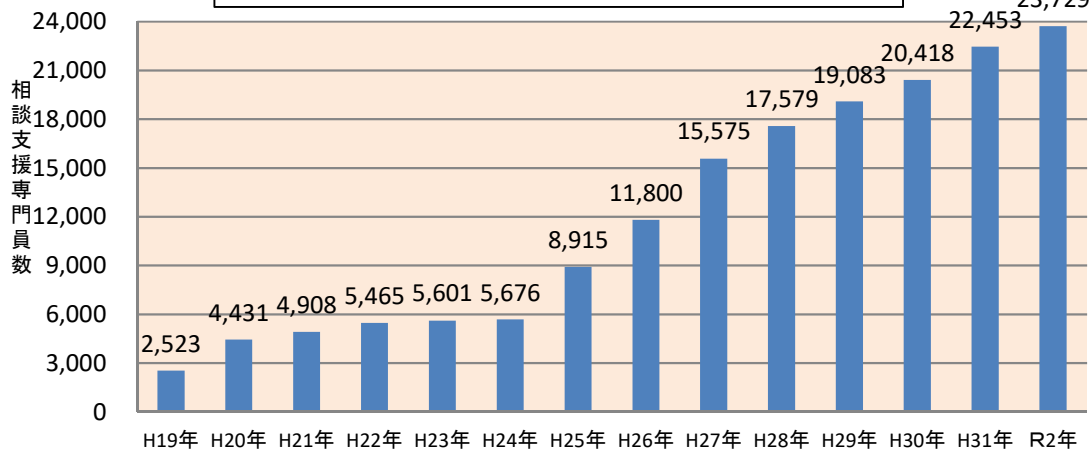
※1人の者が複数の資格を有する場合は、複数に人数を計上
 ※指定特定・指定障害児相談支援事業所の指定以外に、指定一般相談支援事業所の指定も併せて受けている場合、指定一般相談支援事業所の相談支援の業務に従事する者の人数も含めて計上している。

指定特定・指定障害児相談支援事業所に配置されているピアカウンセラーの人数

ピアカウンセラーの人数：686



指定特定・指定障害児相談支援事業所に配置されている相談支援専門員の人数(経年比)

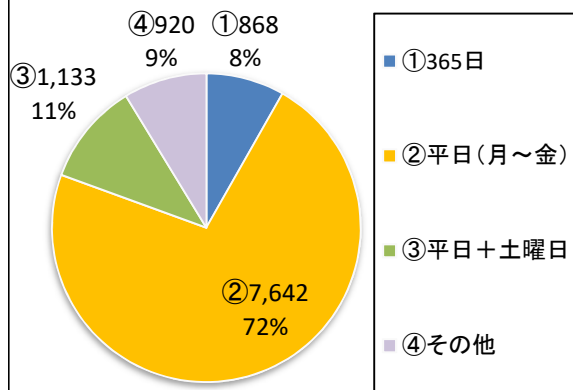


※H23年度以前のデータは、指定相談支援事業所に配置されている相談支援専門員の人数。
 ※H23年4月1日の相談支援専門員の人数は、被災3県を除くデータ。
 ※指定特定・指定障害児相談支援事業所の指定以外に、指定一般相談支援事業所の指定も併せて受けている場合、指定一般相談支援事業所の相談支援の業務に従事する相談支援専門員の人数も含めて計上している。

指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所等について

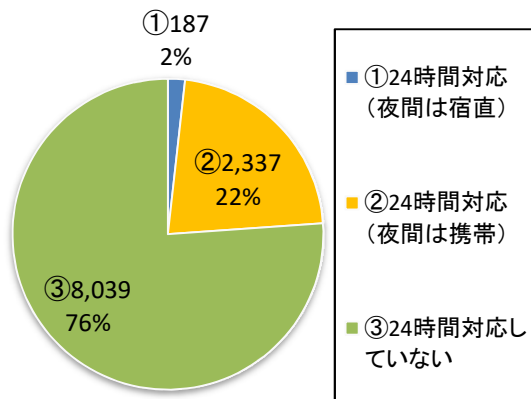
指定特定・指定障害児相談支援事業所の対応日

指定特定・指定障害児
相談支援事業所数：10,563



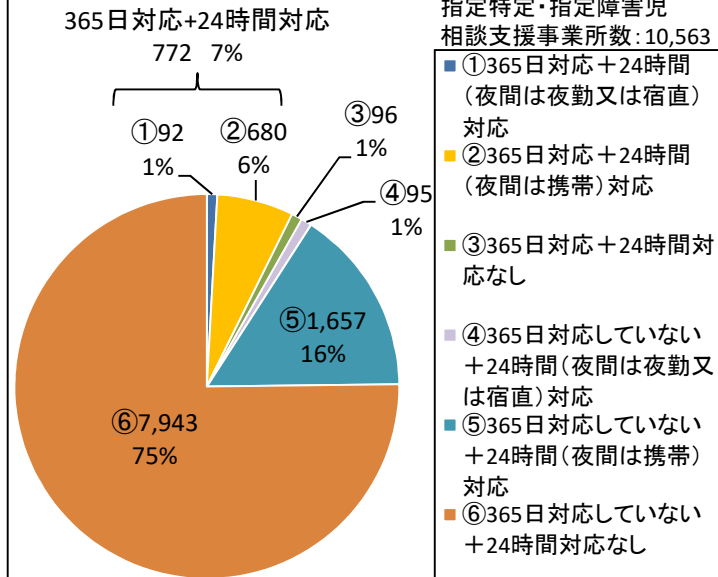
指定特定・指定障害児相談支援事業所の対応時間

指定特定・指定障害児
相談支援事業所数：10,563



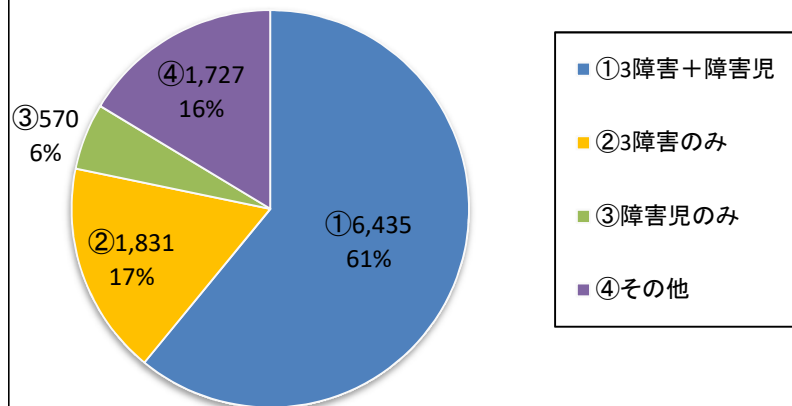
指定特定・指定障害児相談支援事業所の対応日・対応時間

指定特定・指定障害児
相談支援事業所数：10,563



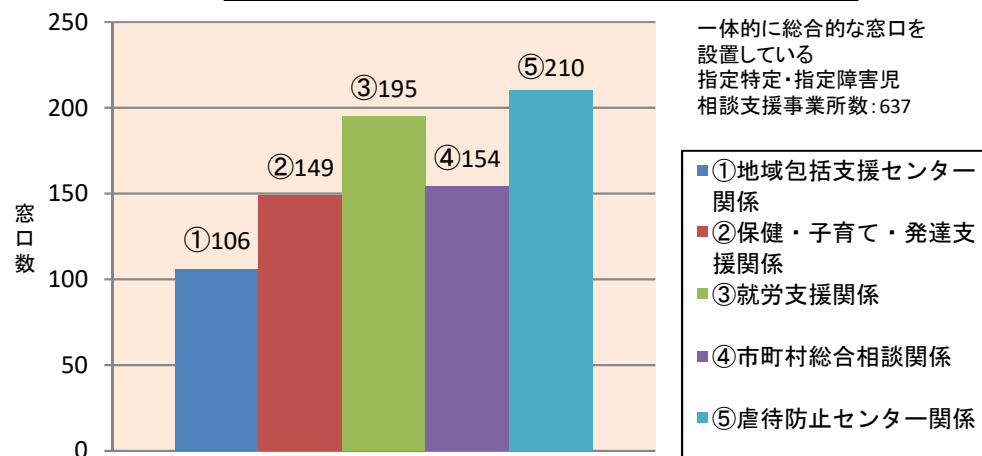
相談支援事業の障害種別等別の対象者

指定特定・指定障害児
相談支援事業所数：10,563



他機関と一体的に総合的な窓口を設置している窓口

一体的に総合的な窓口を
設置している
指定特定・指定障害児
相談支援事業所数：637



※1つの窓口が複数の関係機関と一体的に総合的な窓口を設置している場合は、複数計上している。

地域相談支援、自立生活援助について

障害者の地域移行・地域生活を支えるサービスについて

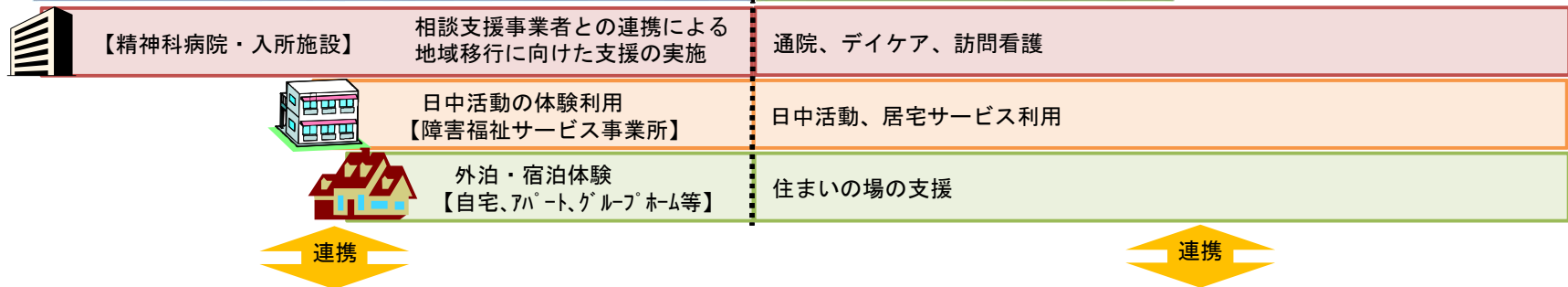
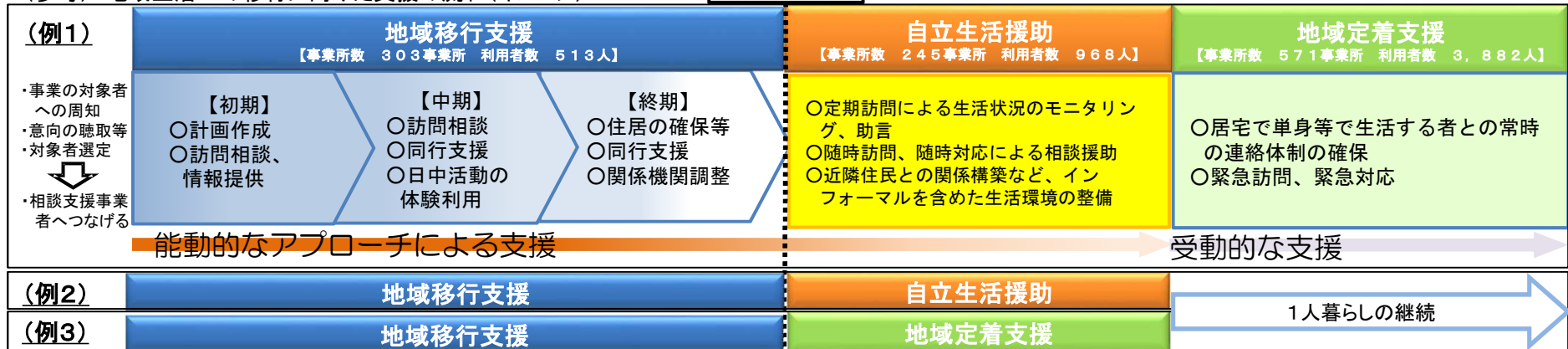
地域生活への移行に向けて、地域移行支援・自立生活援助・地域定着支援を組み合わせた支援を実施

- 地域移行支援：障害者支援施設や病院等に入所又は入院している障害者を対象に、住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。【支給決定期間：6ヶ月間】
- 自立生活援助：グループホームや障害者支援施設、病院等から退所・退院した障害者等を対象に、定期及び随時訪問、随時対応その他自立した日常生活の実現に必要な支援を行う。【標準利用期間：1年間】
- 地域定着支援：居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。【支給決定期間：1年間】

(参考) 地域生活への移行に向けた支援の流れ(イメージ)

退院・退所

【出典】令和3年2月サービス提供分(国民健康保険団体連合会データ)



自立支援協議会によるネットワーク化

市町村、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、障害福祉サービス事業所、障害者就業・生活支援センター 等

地域生活への移行・地域生活支援に関するサービス

		地域相談支援		障害福祉サービス
		地域移行支援	地域定着支援	自立生活援助(平成30年4月～)
概要		障害者支援施設や精神科病院等に入所・入院している障害者等につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するため相談等の必要な支援を行う。 ※利用者に対し概ね週に1回以上対面による支援	居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。	居宅において単身等で生活する障害者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、自立した日常生活を営むための必要な援助を行う。 ※利用者に対し概ね週に1回以上訪問による支援
対象者		①障害者支援施設、のぞみの園又は療養介護を行う病院に入所している障害者 ※児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象 ②精神科病院に入院している精神障害者 ③救護施設又は更生施設に入所している障害者 ④刑事施設、少年院に収容されている障害者 ⑤更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障害者	①居宅において単身であるための緊急時の支援が見込めない状況にある障害者 ②居宅において家族と同居している場合であって、当該家族等が障害、疾病等のため、緊急時の支援が見込めない状況にある障害者	①居宅において単身であるため、自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者 ②居宅において家族と同居している場合であって、当該家族等が障害、疾病等のため、自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者
給付決定期間 標準利用期間		給付決定期間:6ヶ月 ※更なる更新は必要に応じ市町村審査会の個別審査を経て判断	給付決定期間:1年 ※更なる更新も可能	標準利用期間:1年 ※更なる更新は市町村審査会の個別審査を経た上で可能
設備		事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、必要な設備及び備品等を備えること。		
人員基準	管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの		
	サービス管理責任者	なし		・利用者30人以下:1人以上 ・利用者31人以上:1人に、利用者数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ※サービス管理責任者と地域生活支援員の兼務可
	従業者	・専従の指定地域移行支援従事者 ・指定地域移行支援従事者のうち、1人以上は相談支援専門員であること	・専従の指定地域定着支援従事者 ・指定地域定着支援従事者のうち、1人以上は相談支援専門員であること	地域生活支援員を1人以上 ※利用者数25人に対し1人を標準
報酬 (令和3年度)		前年度の地域移行した利用者数等に応じて、 ・地域移行支援サービス費(Ⅰ) 3,504単位/月 ・地域移行支援サービス費(Ⅱ) 3,062単位/月 ・地域移行支援サービス費(Ⅲ) 2,349単位/月 ※その他加算あり	・体制確保費 306単位/月(毎月算定) ・緊急時支援費(Ⅰ) 712単位/日 (緊急時に居宅訪問又は滞在による支援を行った場合) ・緊急時支援費(Ⅱ) 95単位/日 (緊急時に電話による相談援助を行った場合) ※その他加算あり	地域生活支援員の配置に応じて、 ・自立生活援助サービス費(Ⅰ) 退所等から1年以内 1,558単位または1,090単位/月 ・自立生活援助サービス費(Ⅱ) 上記以外の者 1,166単位または817単位/月 ※その他加算あり
事業者数 (令和3年2月国保連データ)		303事業所	571事業所	245事業所
利用者数 (令和3年2月国保連データ)		513人	3,882人	968人
				18

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

① 趣旨

公布日施行

- 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記

② 利用者負担の見直し

平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日）から施行

- 利用者負担について、応能負担を原則に
- 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

③ 障害者の範囲の見直し

公布日施行

- 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

④ 相談支援の充実

原則として平成24年4月1日施行

- 相談支援体制の強化（市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化）
- 支給決定プロセスの見直し（サービス等利用計画案を勘案）、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

⑤ 障害児支援の強化

平成24年4月1日施行

- 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実（障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行）
- 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- 在園期間の延長措置の見直し（18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。）

⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実

平成24年4月1日までの政令で定める日
（平成23年10月1日）から施行

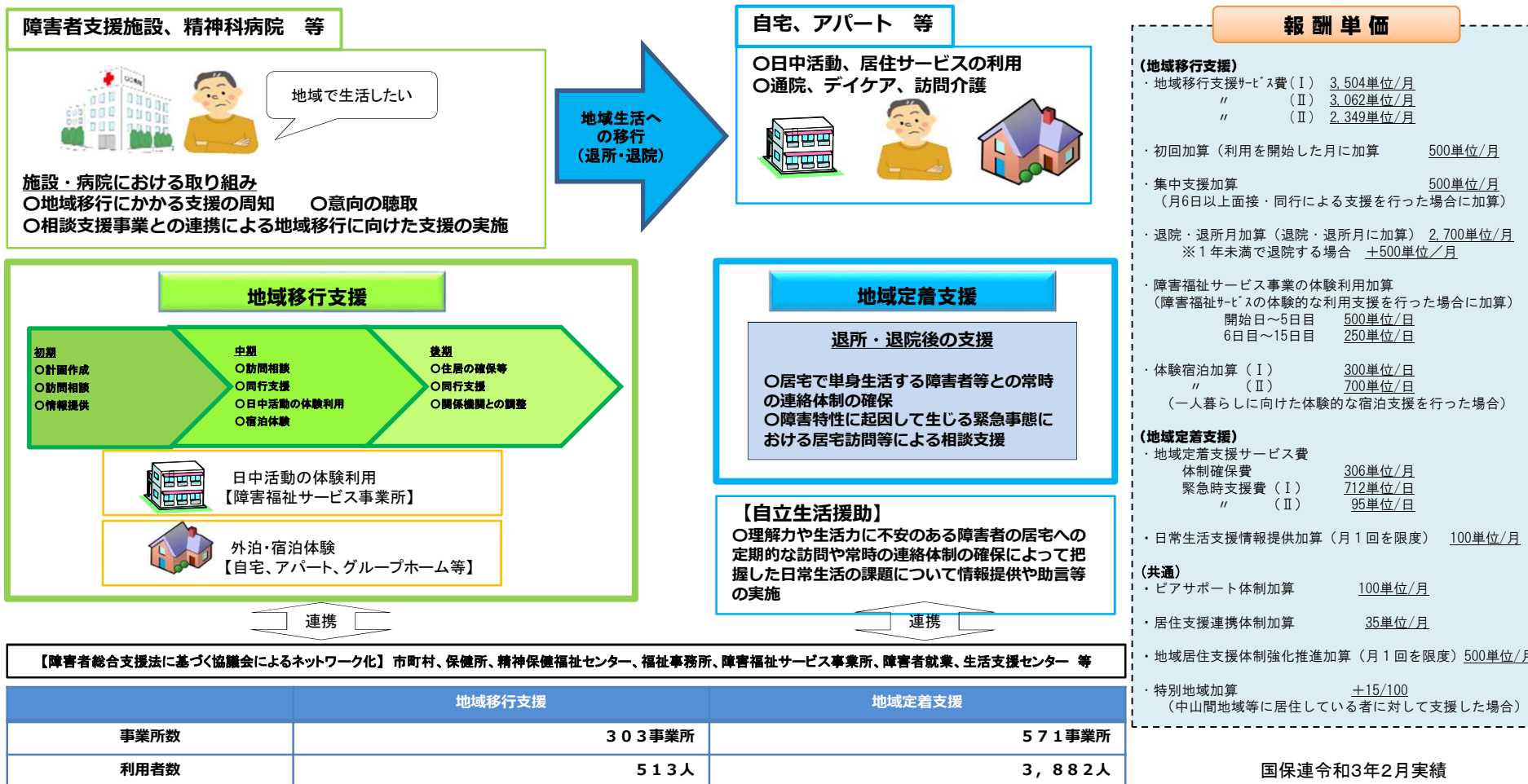
- グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
 - 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設（同行援護。個別給付化）
- （その他）(1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げ、(3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、(5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

(1)(3)(6)：公布日施行
(2)(4)(5)：平成24年4月1日までの政令で定める日
（平成24年4月1日）から施行

地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の概要

地域移行支援・・・障害者支援施設、精神科病院、救護施設・更生施設、矯正施設等に入所又は入院している障害者を対象に住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。
地域定着支援・・・居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。

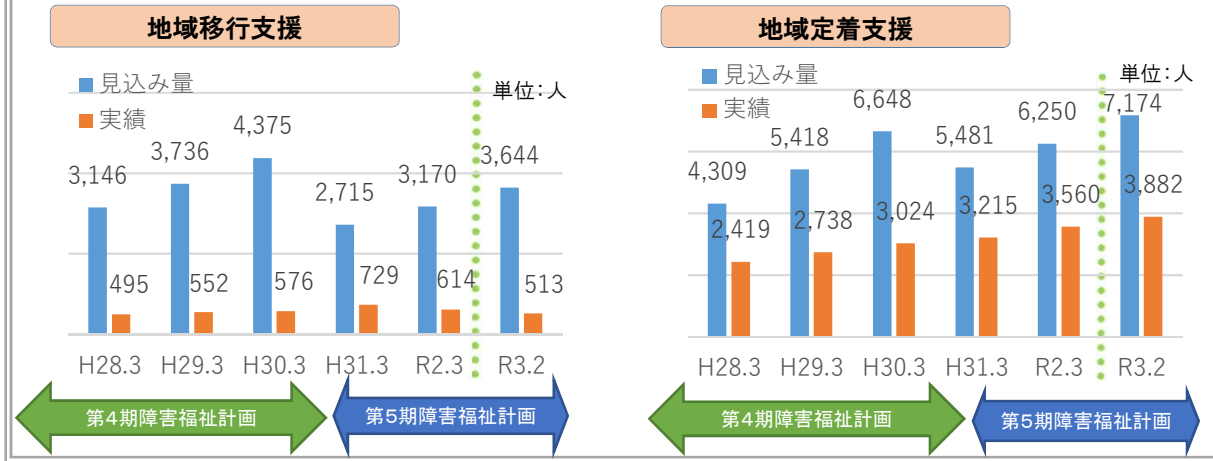
(参考) 地域生活への移行に向けた支援の流れ(イメージ)



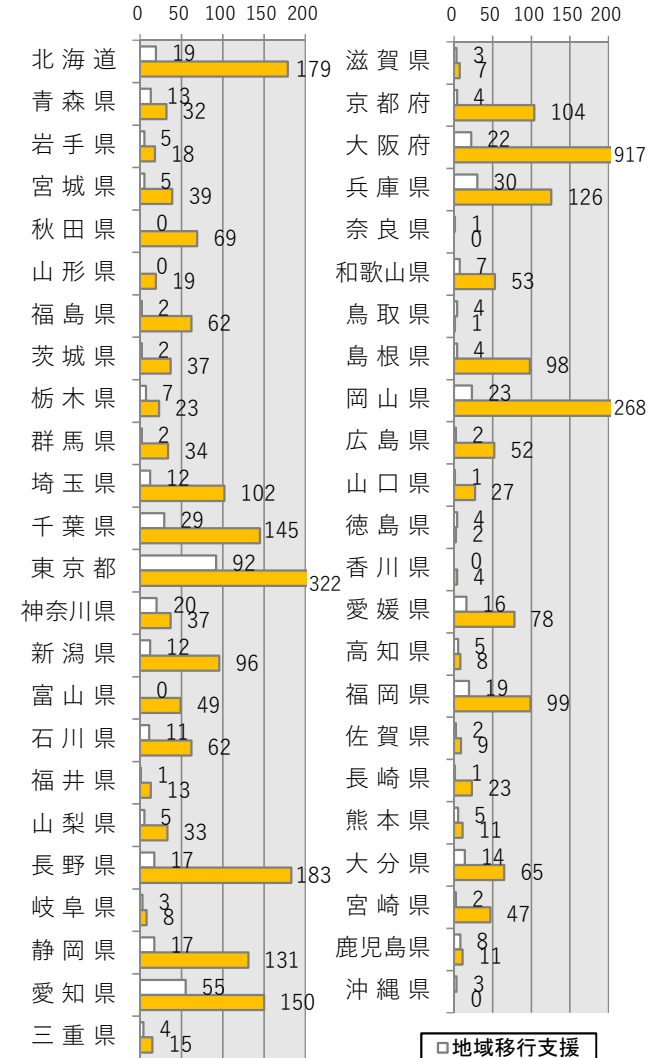
国保連令和3年2月実績

地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数実績等

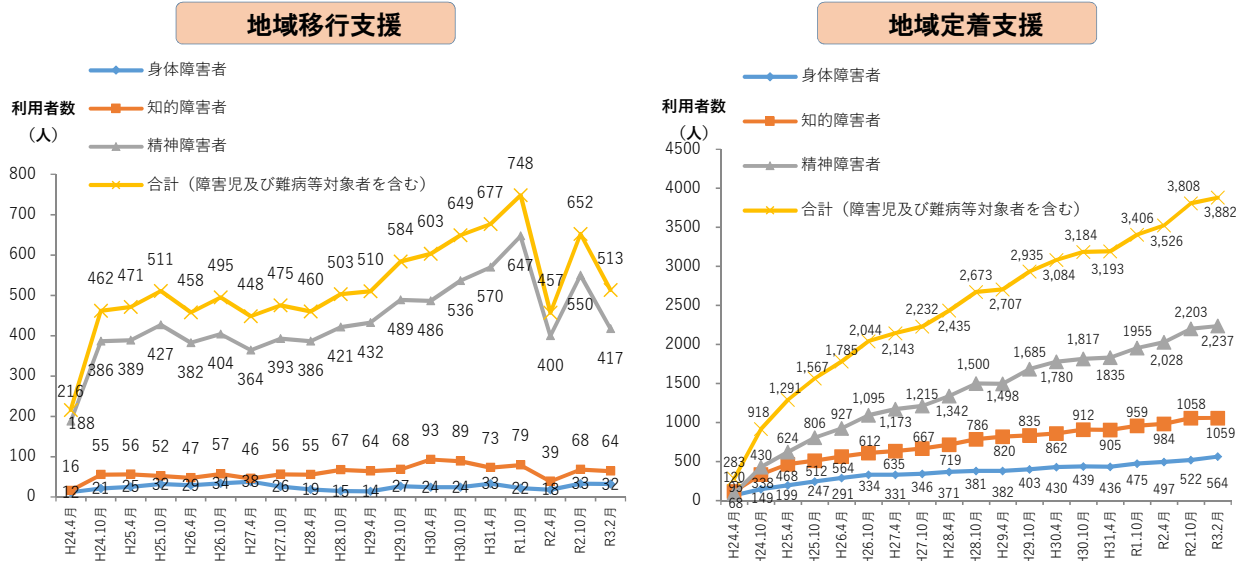
◆ 障害福祉計画における見込量と実績



◆ 都道府県別利用者数 (R3.2)



◆ 障害別利用者数の推移 (H24.4~R3.2)



国保連データより

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）

趣 旨

（平成28年5月25日成立・同年6月3日公布）

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

概 要

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

施行期日

平成30年4月1日（2.(3)については公布の日（平成28年6月3日））

自立生活援助（平成30年4月～）の概要

サービス内容

障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者に対して、一定の期間（原則1年間）にわたり、自立生活援助事業所の従業者が定期的な居宅訪問や随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等より、当該利用者の日常生活における課題を把握し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行う。

※市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した場合は更新可能

対象者

- ① 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者
- ② 現に、一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者
- ③ 障害、疾病等の家族と同居しており（障害者同士で結婚している場合を含む）、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者

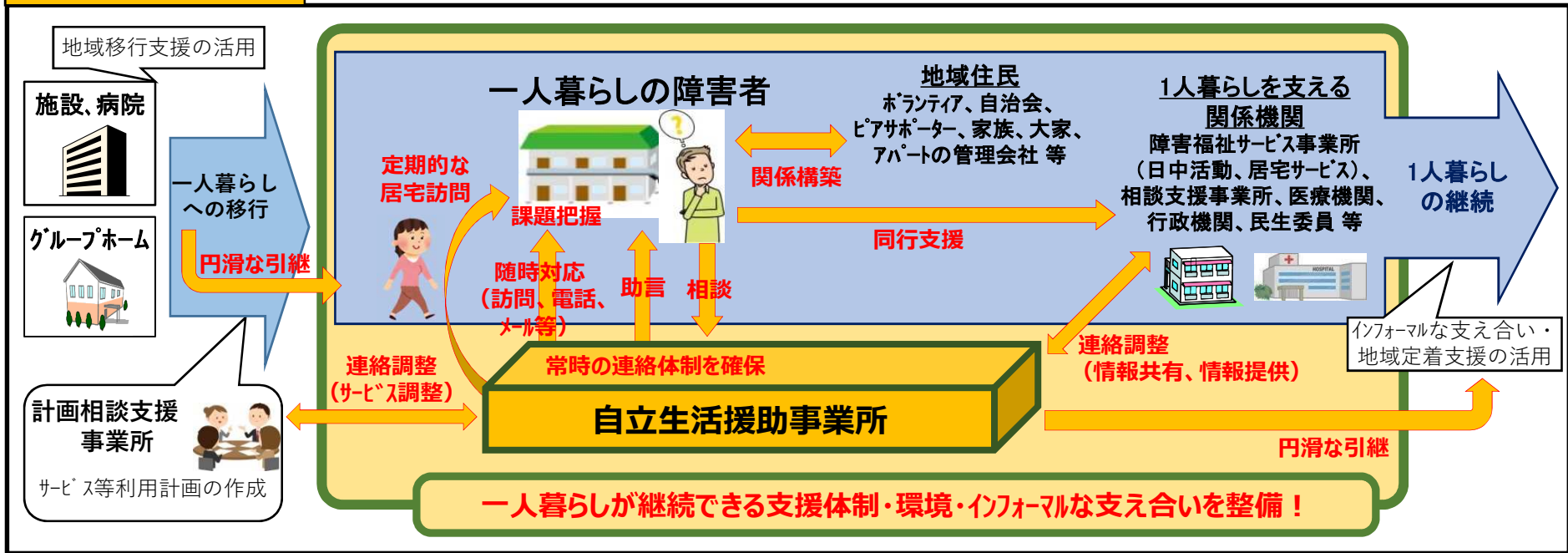
※自立生活援助による支援が必要な者（例）

- 地域移行支援の対象要件に該当する施設に入所していた者や精神科病院に入院していた者等であり、理解力や生活力を補う観点から支援が必要と認められる場合
- 人間関係や環境の変化等によって、1人暮らしや地域生活を継続することが困難と認められる場合（家族の死亡、入退院の繰り返し等）
- その他、市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合

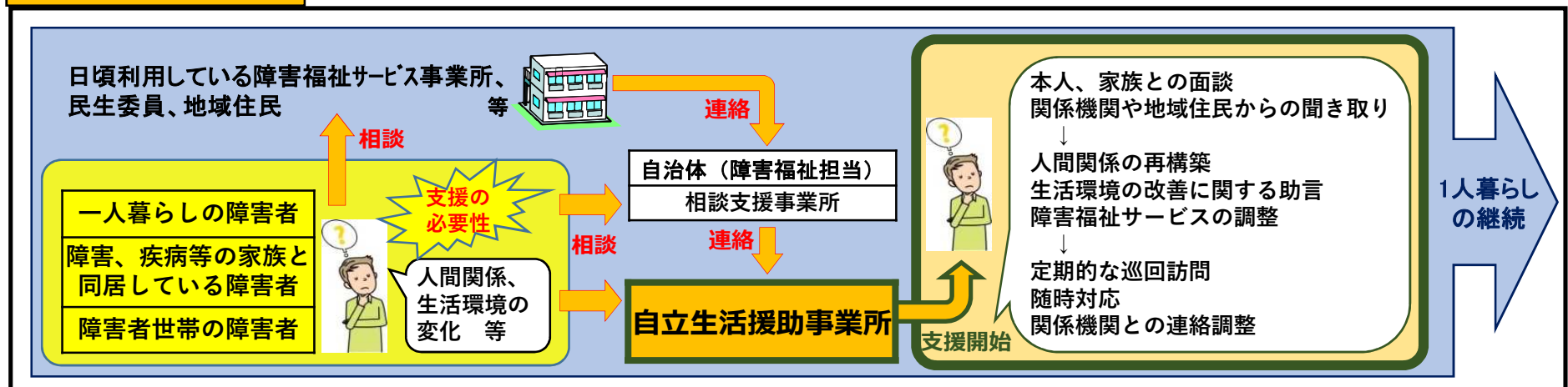
※家族による支援が見込めないと判断する場合（例）

- 同居している家族が、障害のため介護や移動支援が必要である等、障害福祉サービスを利用して生活を営んでいる場合
- 同居している家族が、疾病のため入院を繰り返したり、自宅での療養が必要な場合
- 同居している家族が、高齢のため寝たきりの状態である等、介護サービスを利用して生活を営んでいる場合
- その他、同居している家族の状況等を踏まえ、利用者への支援を行うことが困難であると認められる場合

支援のイメージ ①



支援のイメージ ②

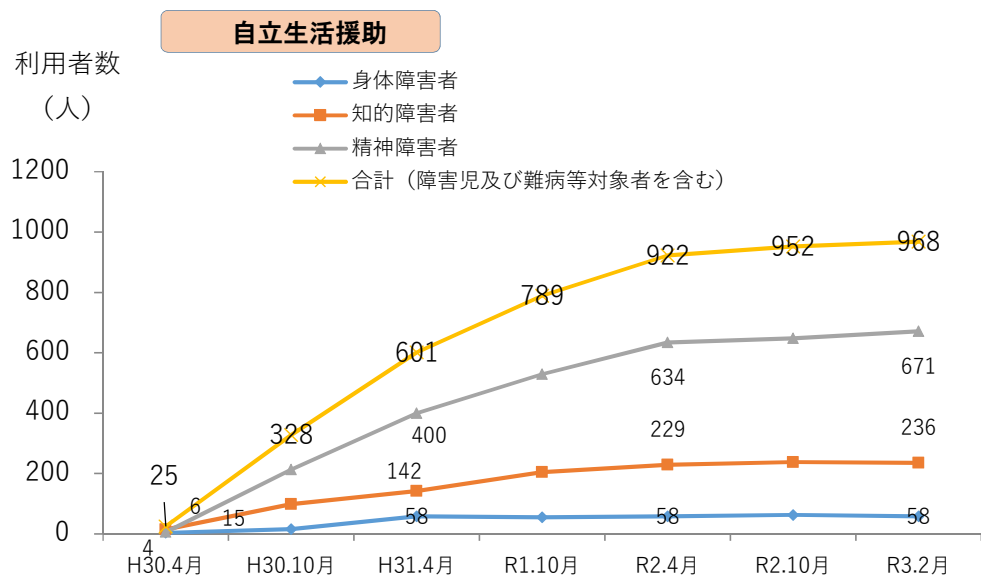


自立生活援助の利用者数実績等

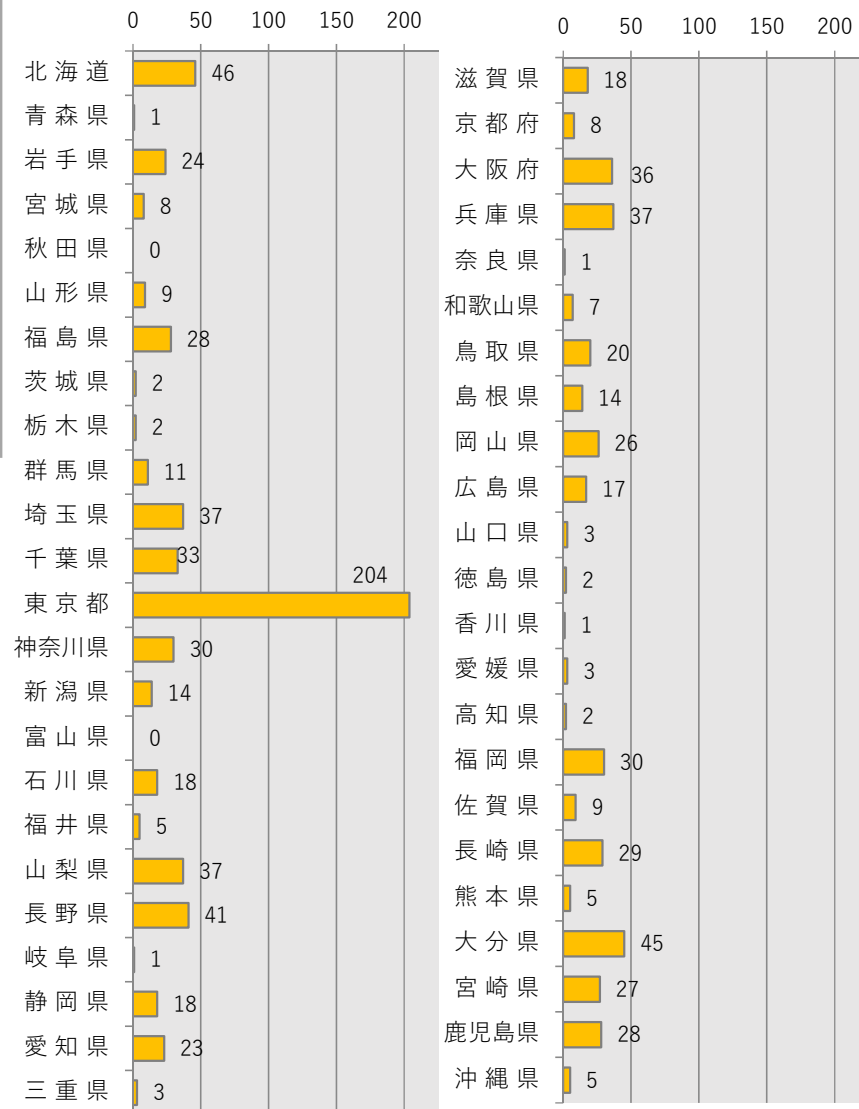
◆ 障害福祉計画における見込量と実績



◆ 障害別利用者数の推移 (H30.4～R3.2)



◆ 都道府県別利用者数 (R3.2)



新たな住宅セーフティネット制度について

新たな住宅セーフティネット制度の概要

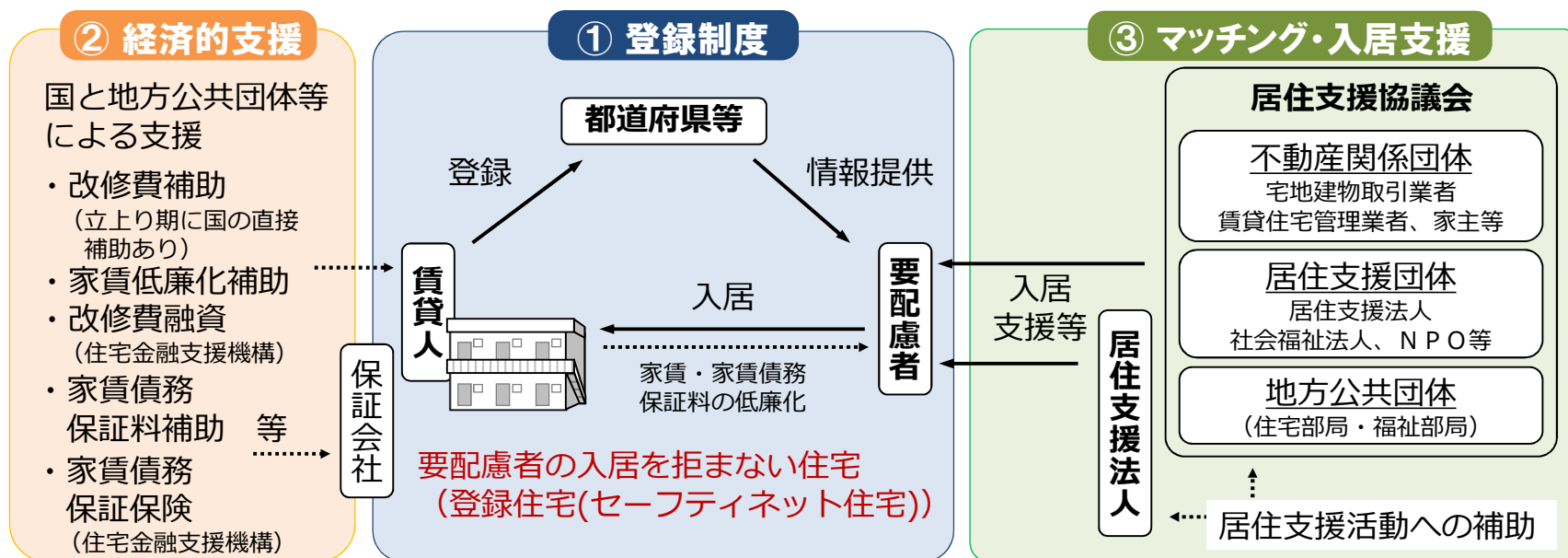
※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】



居住支援協議会の概要

- 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、居住支援協議会※を設立
- 住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施

概要

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第51条第1項に基づく協議会

(1) 設立状況 108協議会が設立（令和3年4月28日時点）

- 都道府県（全都道府県）
- 市区町（63市区町）

北海道札幌市、旭川市、本別町、横手市、鶴岡市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、豊島区、北区、中野区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、大田区、世田谷区、江戸川区、八王子市、府中市、調布市、町田市、西東京市、日野市、狛江市、多摩市、川崎市、横浜市、鎌倉市、相模原市、藤沢市、岐阜市、小海町、名古屋市、岡崎市、瀬戸市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、東みよし町、東温市、北九州市、福岡市、大牟田市、うきは市、中間市、熊本市、合志市、とくのしま（徳之島町・天城町・伊仙町）

(2) 居住支援協議会による主な活動内容

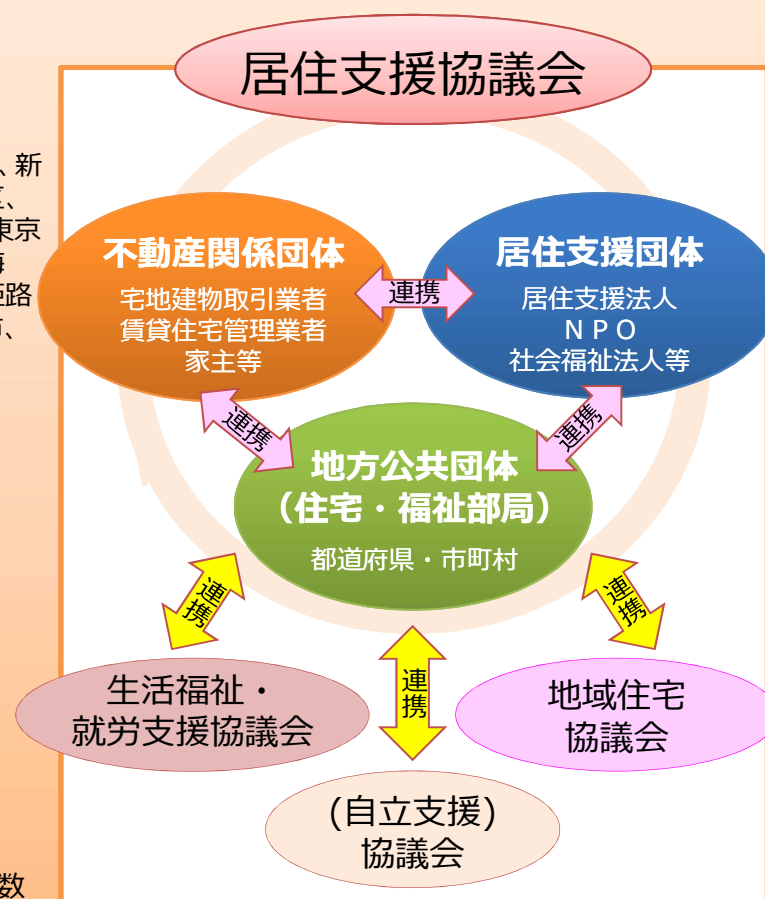
- ・メンバー間の意見・情報交換
- ・要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
- ・住宅相談サービスの実施
（住宅相談会の開催、住宅相談員の配置等）
- ・家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
- ・賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催

(3) 支援

居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援

〔令和3年度予算〕

共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業（10.8億円）の内数



居住支援法人制度の概要

居住支援法人とは

- ・居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
- ・都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人

● 居住支援法人に指定される法人

- ・ NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）
- ・ 社会福祉法人
- ・ 居住支援を目的とする会社 等

● 居住支援法人の行う業務

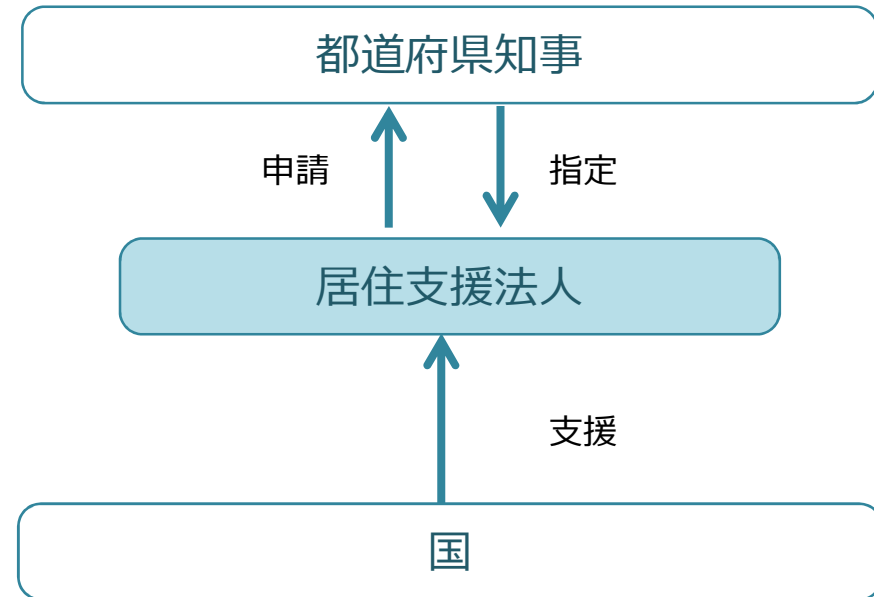
- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ ①～③に附帯する業務

※ 居住支援法人は必ずしも①～④のすべての業務を行わなければならないものではない。

● 居住支援法人への支援措置

- ・ 居住支援法人が行う業務に対し支援（定額補助、補助限度額1,000万円等）。
- ・ [R3年度予算] 共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業（10.8億円）の内数

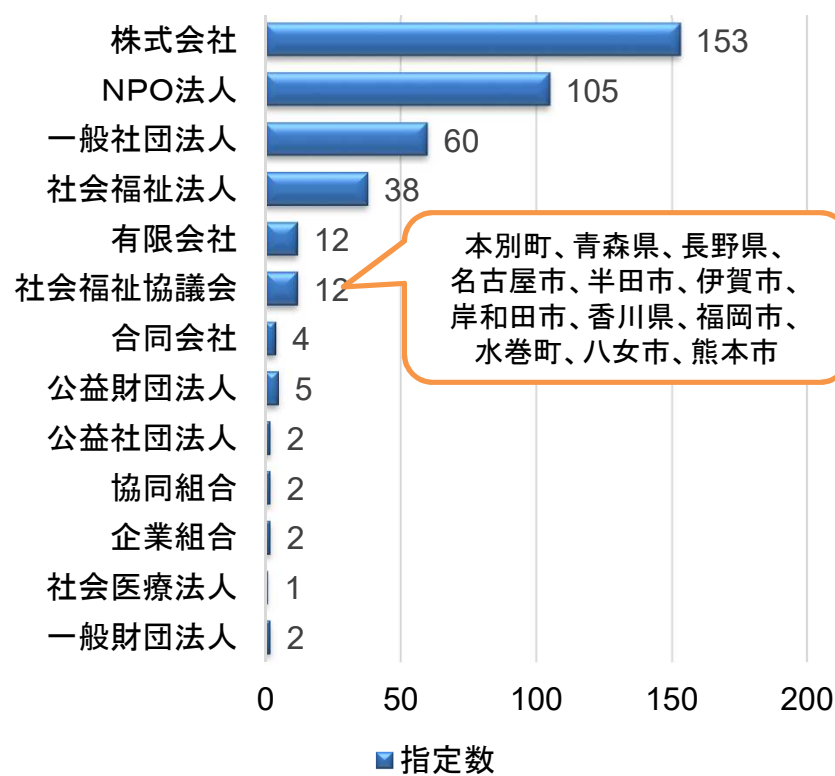
【制度スキーム】



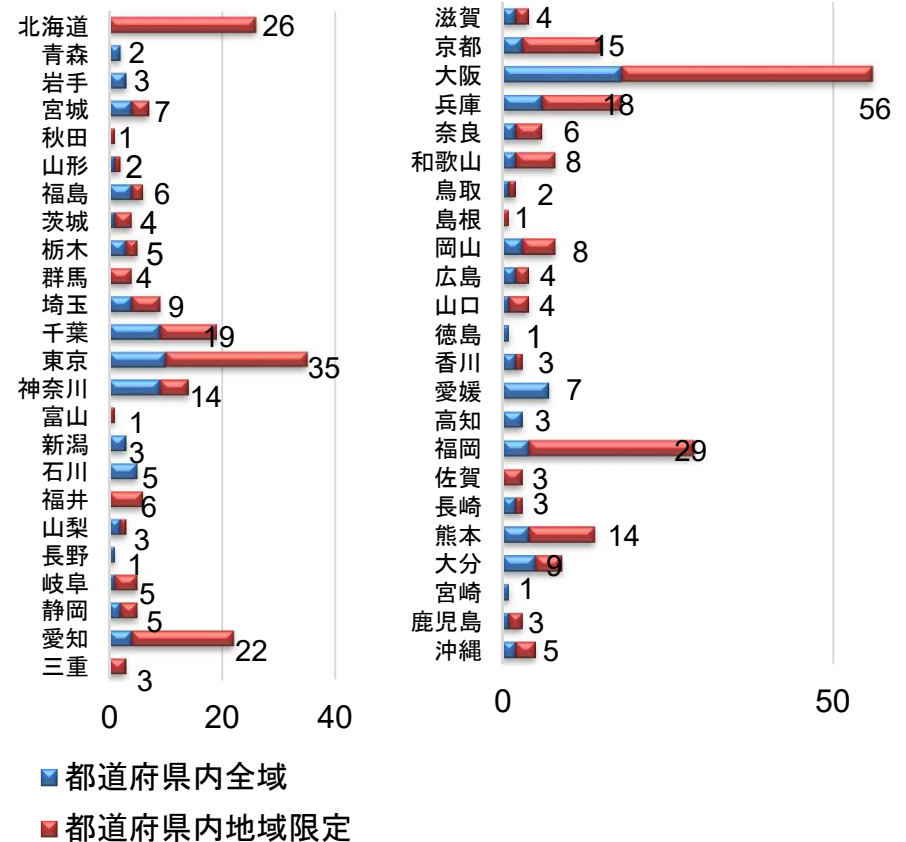
居住支援法人制度の指定状況

- 47都道府県 398法人が指定（R3.4.30時点）
- 法人属性別では、株式会社およびNPO法人の指定が多い状況（全体の約65%）
- 都道府県別では、大阪府が56法人と最多指定

■ 法人属性別



■ 都道府県別

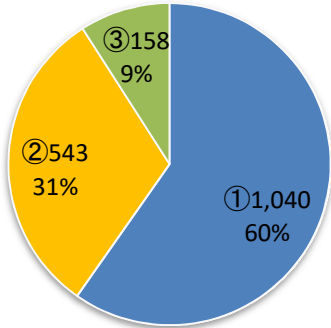


市町村障害者相談支援事業について

障害者相談支援事業について

障害者相談支援事業の実施形態

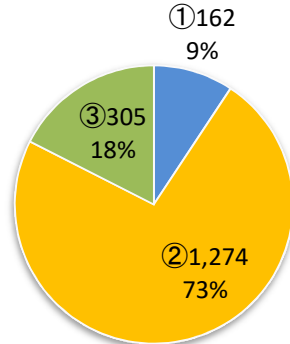
市町村数: 1,741



- ①独自で実施
- ②複数市町村共同で実施
- ③単独+複数市町村共同で実施

障害者相談支援事業の実施方法

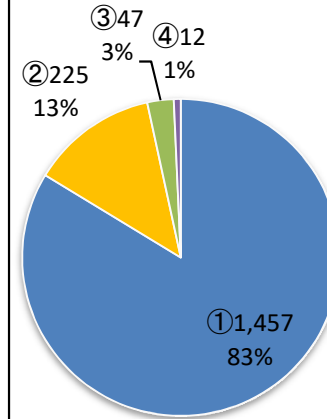
市町村数: 1,741



- ①直営で実施
- ②指定特定・指定一般・指定障害児相談支援事業所に委託で実施
- ③直営で実施+指定特定・指定一般・指定障害児相談支援事業所に委託で実施

障害者相談支援事業の運営方法

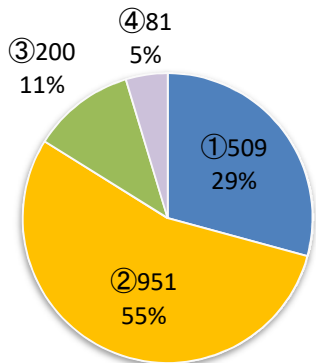
市町村数: 1,741



- ①3障害一元化して実施
- ②障害種別ごとに実施
- ③地域包括支援センターと一体的に実施(3障害一元化)
- ④その他

障害者相談支援事業の対応日

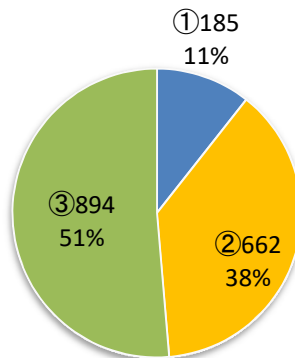
市町村数: 1,741



- ①365日対応している
- ②平日(月~金)のみ対応している
- ③平日(月~金)+土曜日対応している
- ④その他

障害者相談支援事業の対応時間

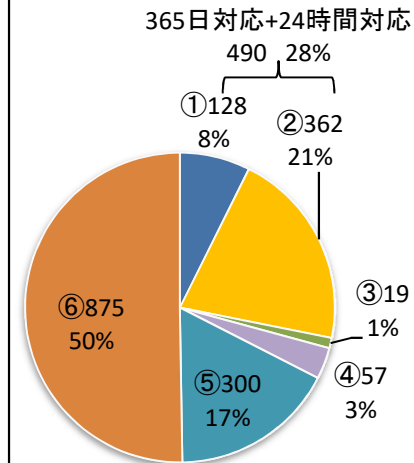
市町村数: 1,741



- ①24時間対応(夜間は宿直により対応)
- ②24時間対応(夜間は携帯電話により対応)
- ③24時間対応していない

障害者相談支援事業の対応日・対応時間

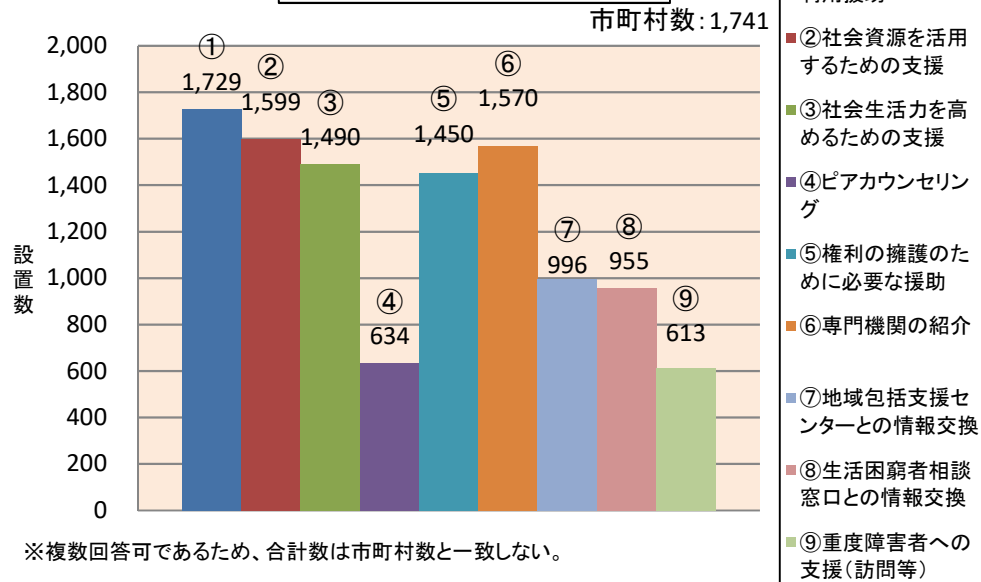
市町村数: 1,741



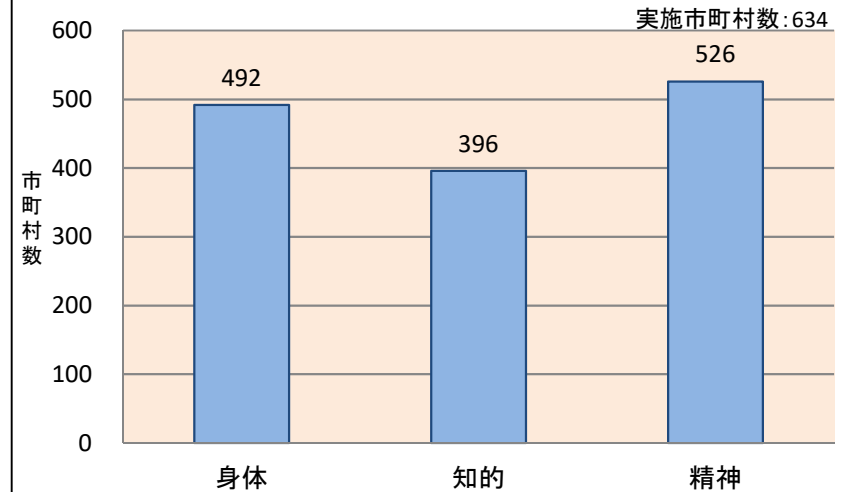
- ①365日対応+24時間(夜間は夜勤又は宿直)対応
- ②365日対応+24時間(夜間は携帯)対応
- ③365日対応+24時間対応なし
- ④365日対応していない+24時間(夜間は夜勤又は宿直)対応
- ⑤365日対応していない+24時間(夜間は携帯)対応
- ⑥365日対応していない+24時間対応なし

障害者相談支援事業について

障害者相談支援事業の実施状況



ピアカウンセリングの実施状況(対象障害別)



障害者相談支援事業に係る委託費の予算額の総計(R2年度)

○ 265.3億円

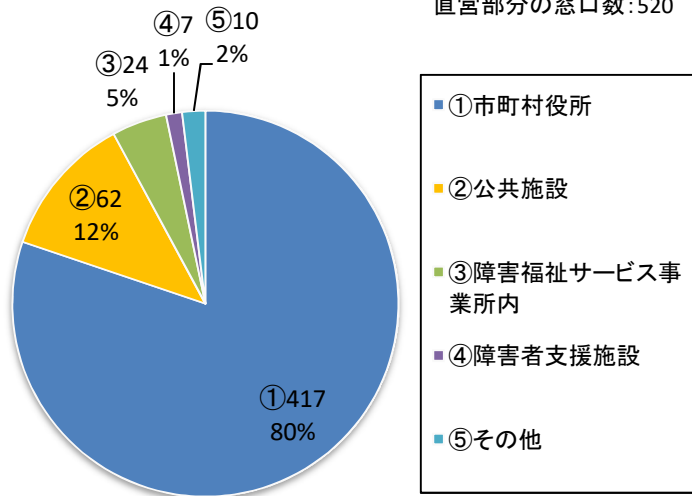
※ 地域活動支援センター I 型が行う相談支援業務以外の事業費や居住サポート事業費等が含まれる。

※ 1,741市町村のうち指定特定相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者へ相談支援業務を委託している市町村数(1,579市町村)で単純に割った場合、1市町村当たり1,680万円(委託している市町村(1,579市町村)の中には、「委託」のみの市町村と、「直営+委託」を組み合わせている市町村の両方が含まれている。)

(参考)障害者相談支援事業を直営又は直営＋委託で行う場合の「直営部分」の実施状況

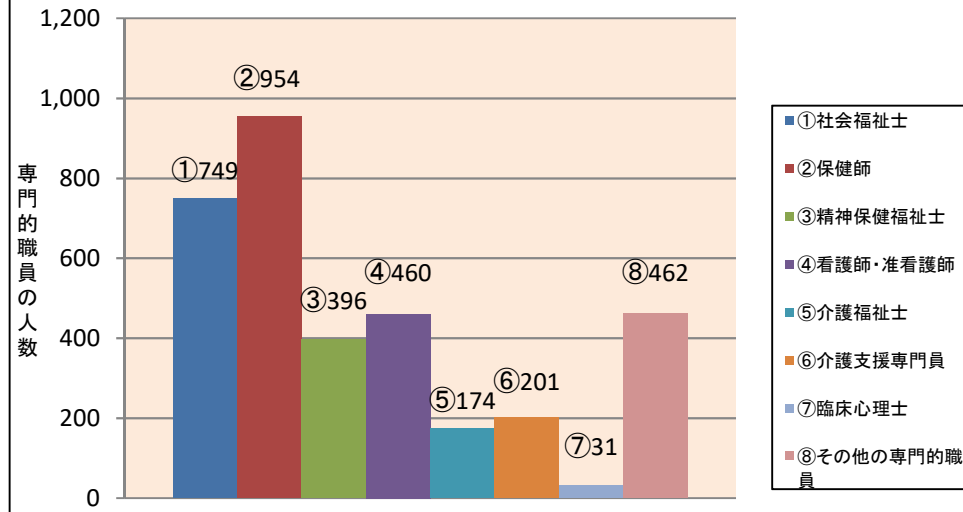
相談支援事業窓口の設置場所

直営部分の窓口数:520



専門的職員の人数

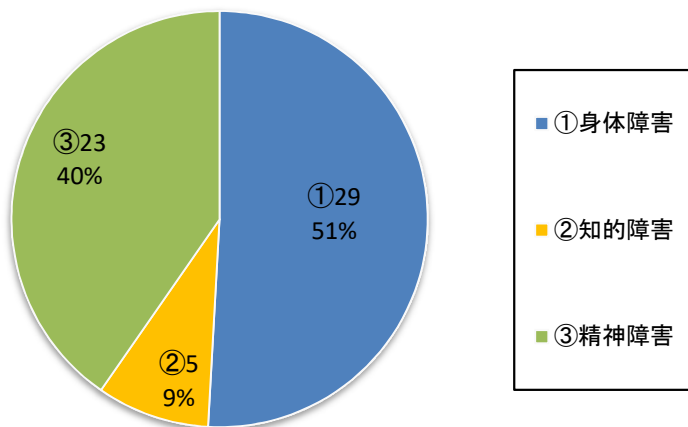
相談支援の業務に従事する者の人数 : 3,427



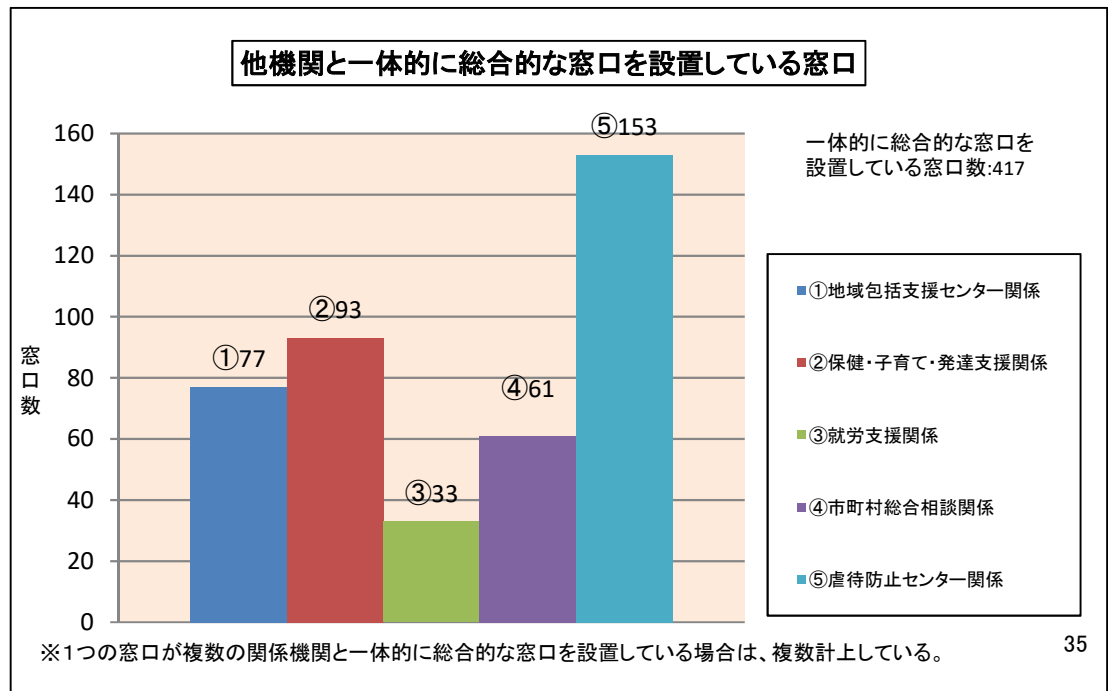
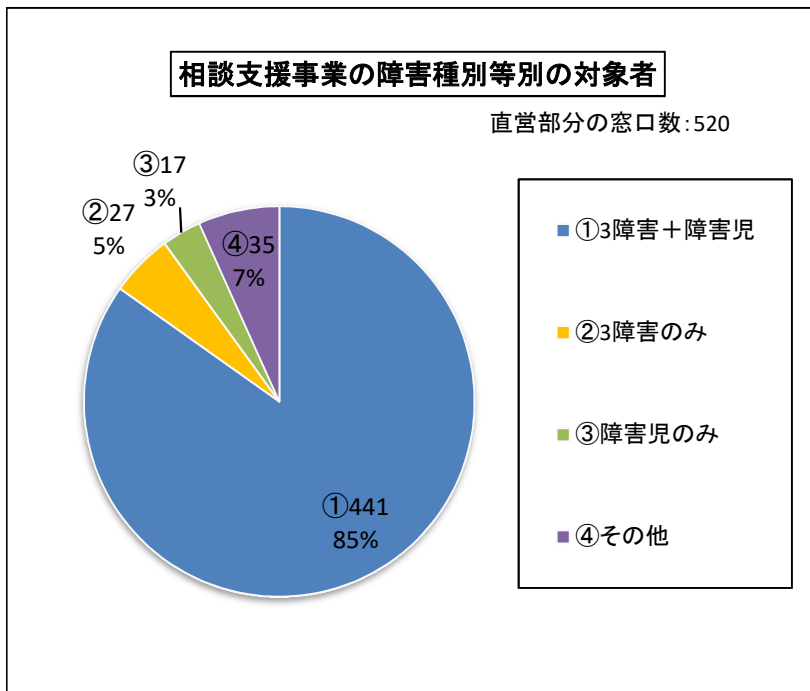
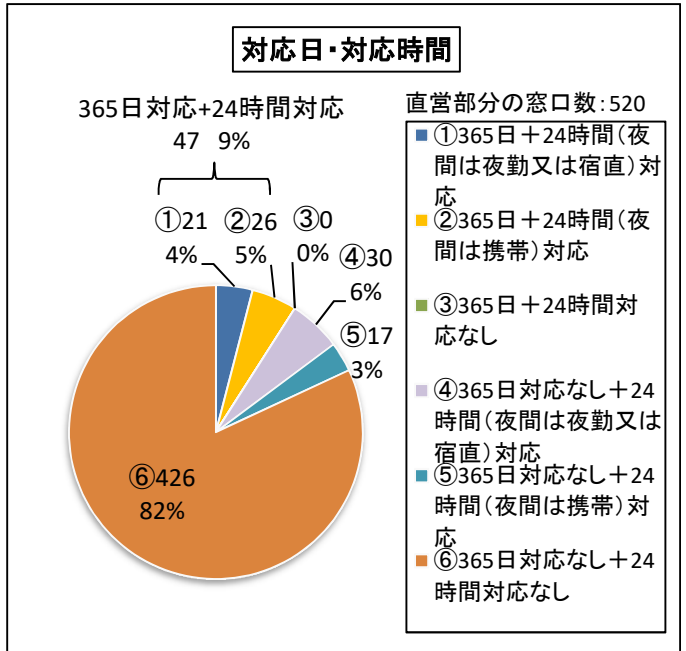
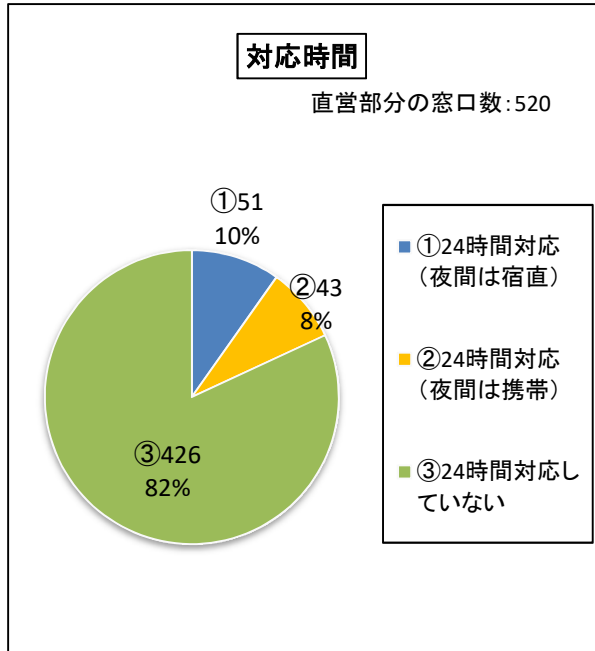
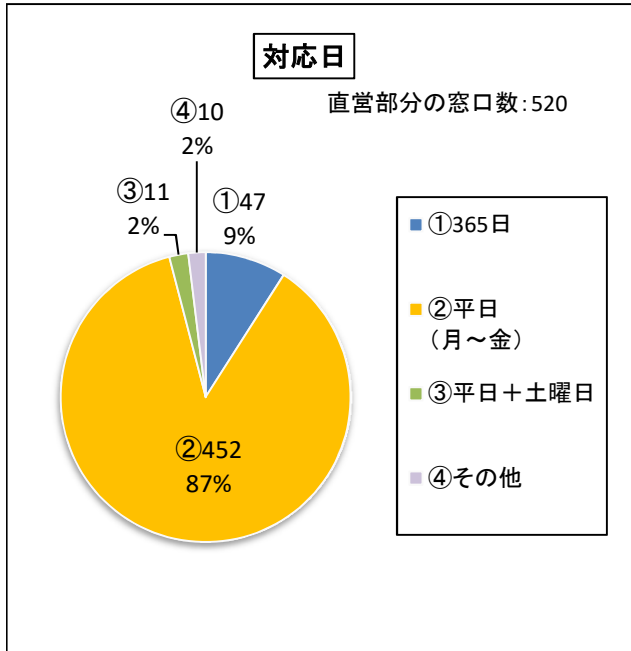
※1人の者が複数の資格を有する場合は、複数に人数を計上している。

ピアカウンセラーの人数

ピアカウンセラーの人数:57

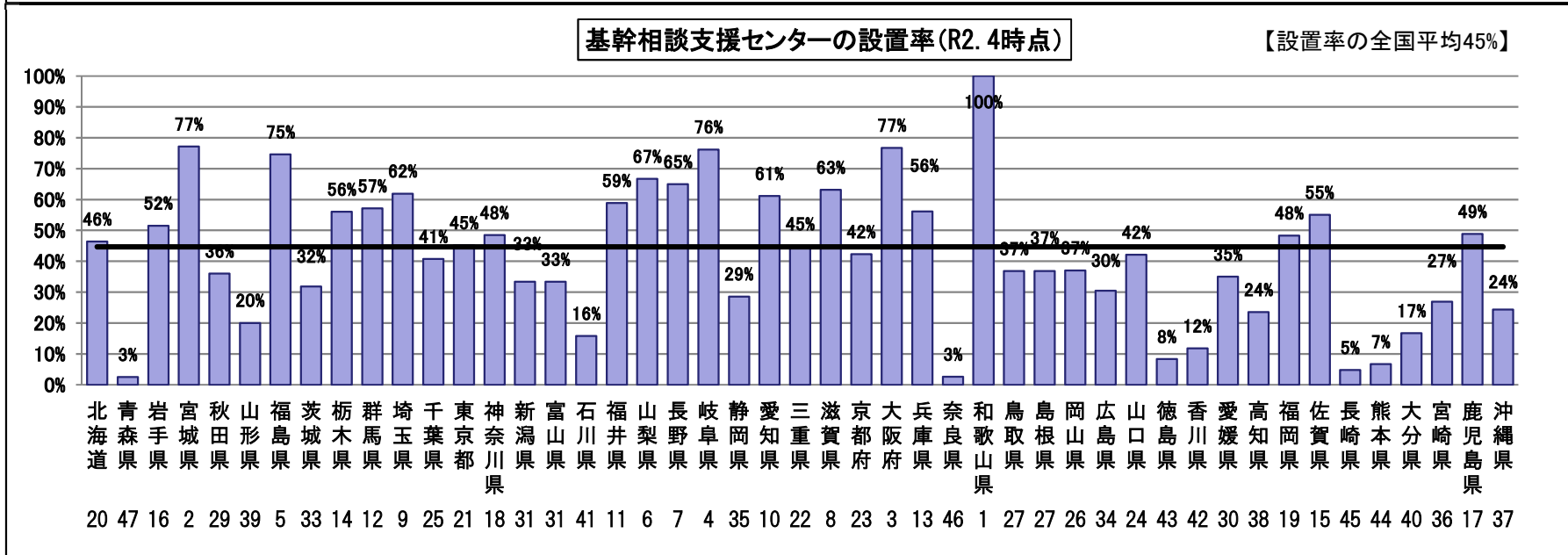
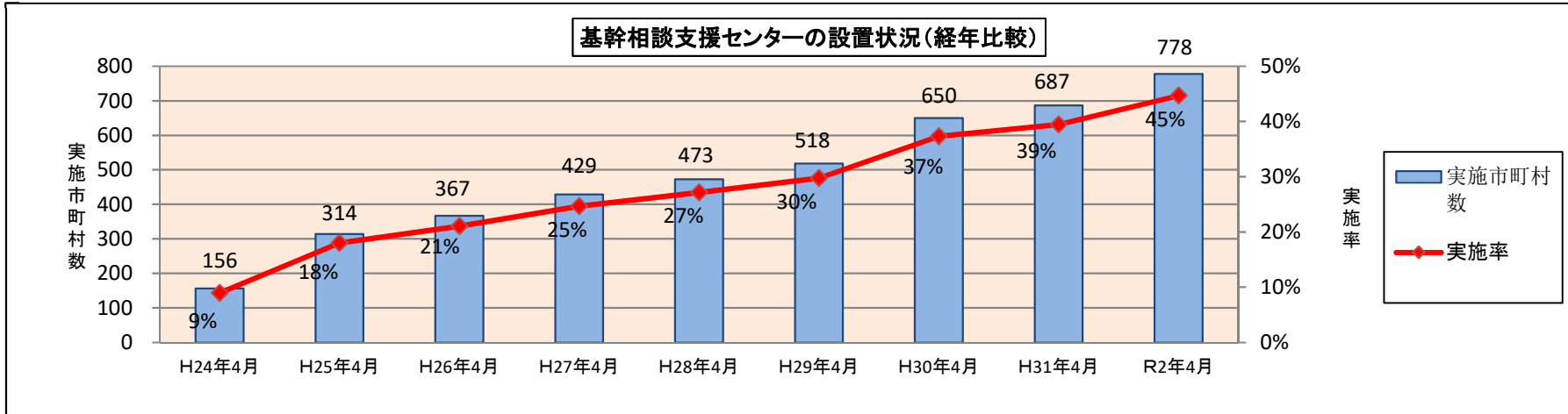


(参考) 障害者相談支援事業を直営又は直営+委託で行う場合の「直営部分」の実施状況



基幹相談支援センターについて

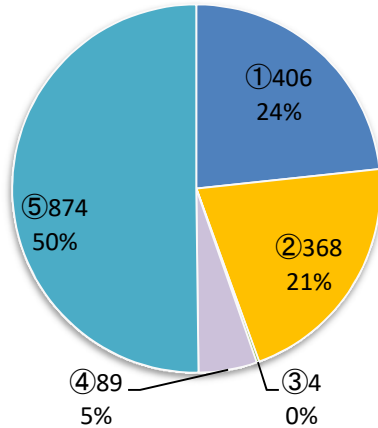
基幹相談支援センターの設置状況について



基幹相談支援センターについて(令和2年4月1日現在)

基幹相談支援センターの設置形態等

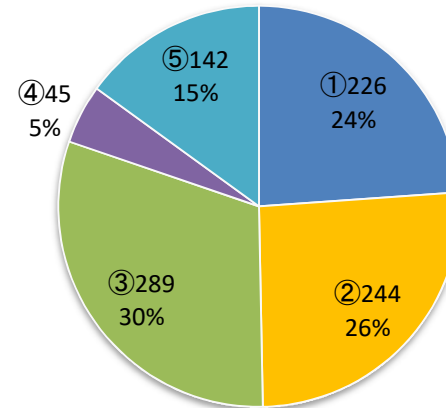
市町村数: 1,741



- ①市町村単独で設置
- ②複数市町村共同で設置
- ③市町村単独+複数市町村共同で設置
- ④令和2年度中に設置予定
- ⑤令和2年度においては設置予定はない

基幹相談支援センター窓口の設置場所

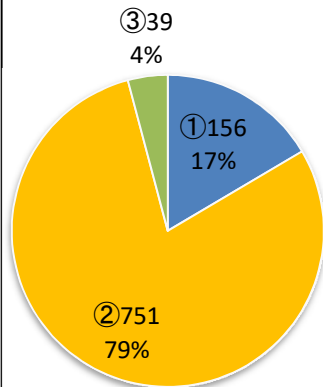
設置箇所数: 946



- ①市町村役所
- ②公共施設
- ③障害福祉サービス事業所内
- ④障害者支援施設
- ⑤その他

基幹相談支援センターの設置方法

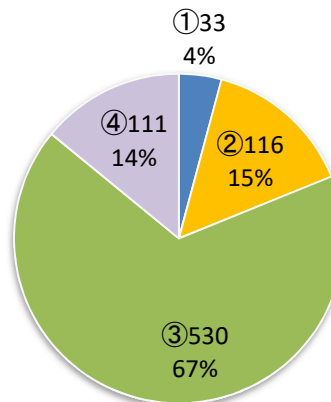
設置箇所数: 946



- ①直営で設置
- ②指定相談支援事業所に委託
- ③直営+指定相談支援事業所に委託

委託により設置する場合の委託先の相談支援に係る指定状況

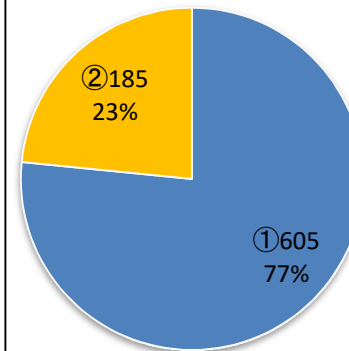
委託により設置している箇所数: 790



- ①一般相談支援事業所の指定あり
- ②特定相談支援事業所の指定あり
- ③一般+特定相談支援事業所の指定あり
- ④一般+特定相談支援事業所の指定なし

委託により設置する場合の障害者相談支援事業の委託状況

委託により設置している箇所数: 7



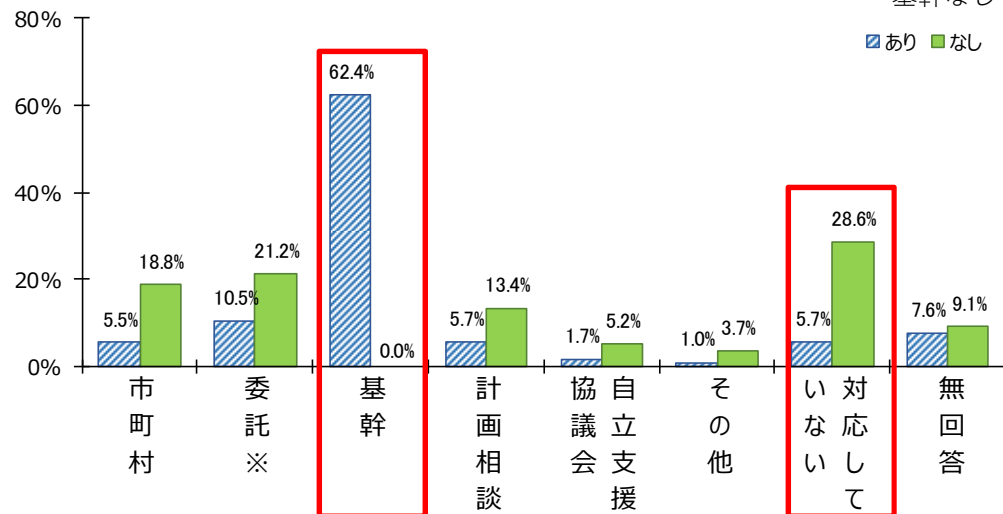
- ①委託あり
- ②委託なし

市町村における人材育成に係る取組の実施状況

計画相談支援の推進（専門性が高いケースの計画面談実施、スーパーバイズ等）

基幹あり：n=420

基幹なし：n=462

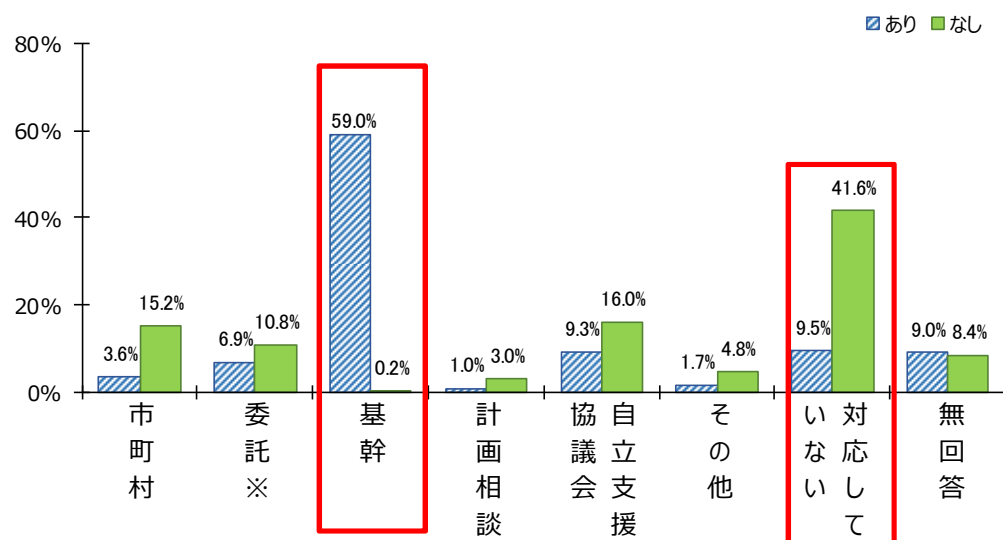


地域の相談支援事業所への支援（支援者支援等）は、基幹相談支援センター設置自治体ではその役割を担う基幹相談支援センター62.4%ある。基幹相談支援センター未設置自治体では「対応していない」回答が28.6%ある。

地域の相談支援に関わる人材育成（研修の企画・実施等）

基幹あり：n=420

基幹なし：n=462



研修の企画・実施等の人材育成の取組は、基幹相談支援センター設置自治体ではその役割を担う基幹相談支援センターが59.0%ある。基幹相談支援センター未設置自治体では「対応していない」回答が41.6%ある。

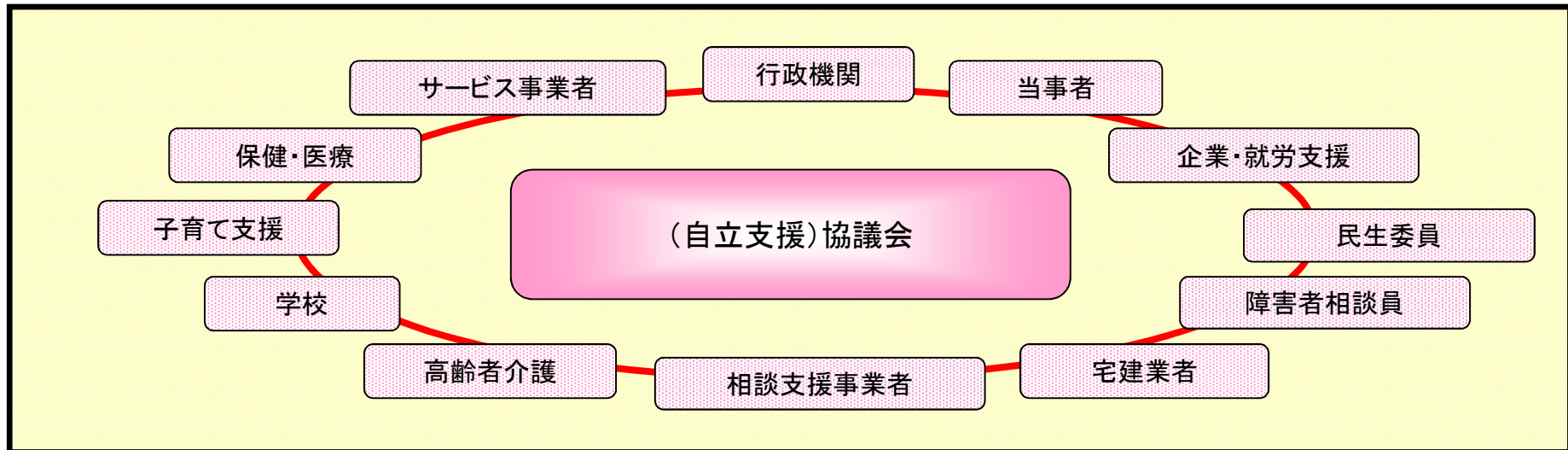
※委託：市町村相談支援事業を受託している相談支援事業所
基幹相談支援センターは基幹、指定特定相談支援事業所は計画相談と表記

(自立支援) 協議会について

(自立支援)協議会の法定化

- (自立支援)協議会は、地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていく重要な役割を担っているが、(自立支援)協議会の法律上の位置付けが不明確。
- 障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から、自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、法定化。
 - ※ 改正により、都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。
- 障害者総合支援法の施行(25年4月)により、自立支援協議会の名称について地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者家族の参画を明確化

【(自立支援)協議会を構成する関係者】



市町村の(自立支援)協議会の役割

- 自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。
- 障害者総合支援法の成立等を踏まえ、
 - ・ 委託障害者相談支援事業や基幹相談支援センターの事業実績に関する検証や評価、
 - ・ 指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画等の質の向上を図るための体制や、
 - ・ 地域移行支援・定着支援を効果的に実施するための相談支援事業者、精神科病院、入所施設、保健所や地域の障害福祉サービス事業所等による地域移行のネットワークの強化や、障害福祉サービスの利用の組み合わせによる施設入所者の状況を踏まえた地域の社会資源の開発の役割強化が必要。
- また、障害者虐待防止法の成立を踏まえ、
 - ・ 地域における障害者虐待防止等のためのネットワークの強化が必要。
- このため、自立支援協議会はこれらの役割を担う旨通知により明確化。
併せて、市町村は、地域の実情に応じて当該役割を担うための専門部会の設置を検討。

※ 22年改正により、都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。

(自立支援)協議会

地域移行部会

サービス等利用計画等
評価部会

権利擁護部会

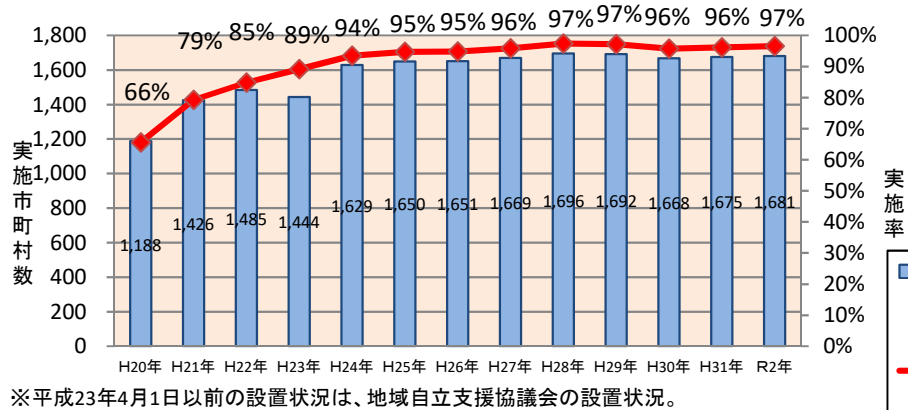
こども支援部会

就労支援部会

等

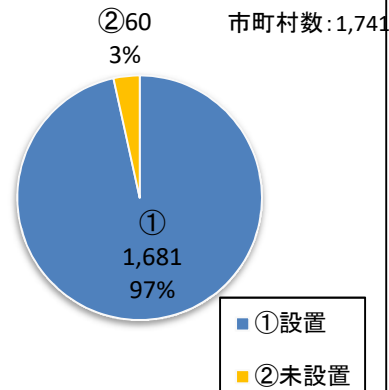
(自立支援)協議会について

(自立支援)協議会の設置状況(経年比較)

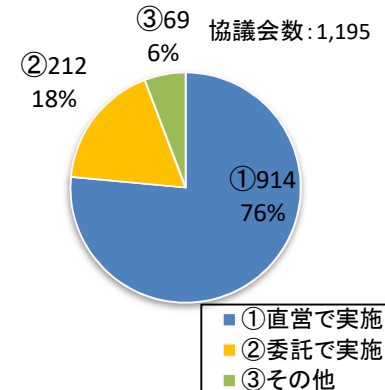


※平成23年4月1日以前の設置状況は、地域自立支援協議会の設置状況。
 ※平成23年4月1日の設置状況は、被災3県を除くデータ。
 ※平成25年4月1日の設置状況は、未提出の自治体を除いた暫定値。

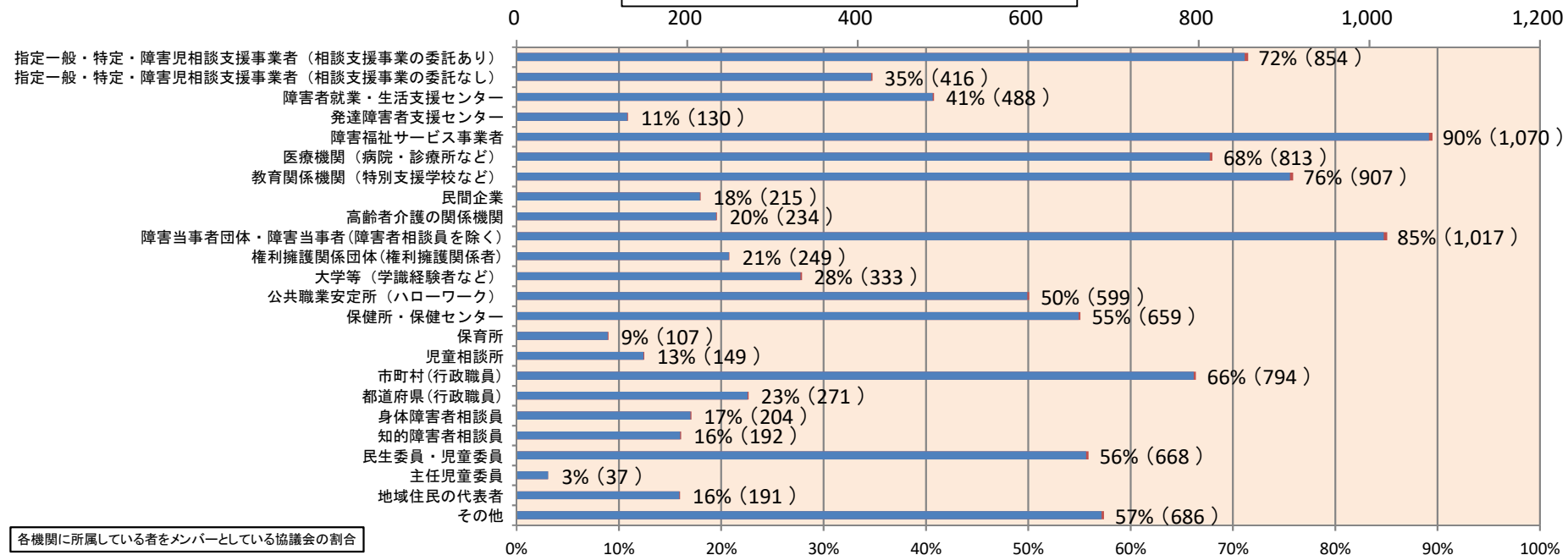
(自立支援)協議会の設置状況



(自立支援)協議会の事務局の運営方法

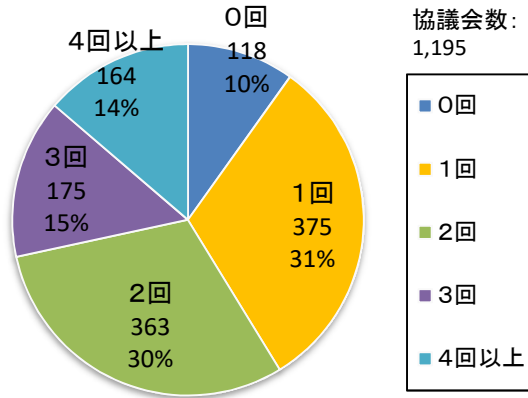


(自立支援)協議会の構成メンバー(所属別)



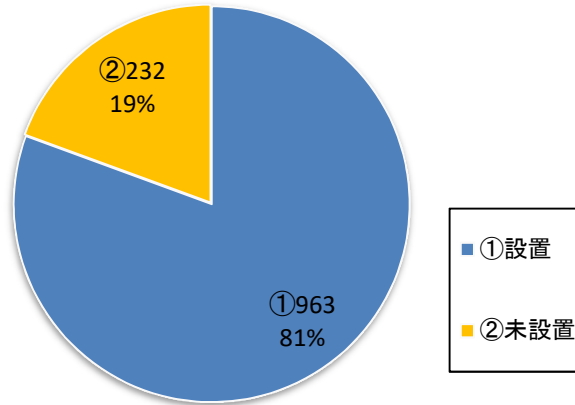
(自立支援)協議会 専門部会について

(自立支援)協議会の開催実績
※専門部会を除く



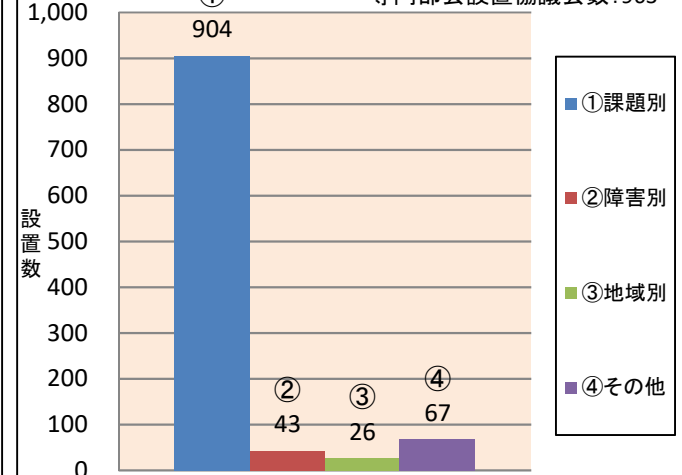
(自立支援)協議会専門部会の設置状況

協議会数: 1,195



(自立支援)協議会の専門部会の種類

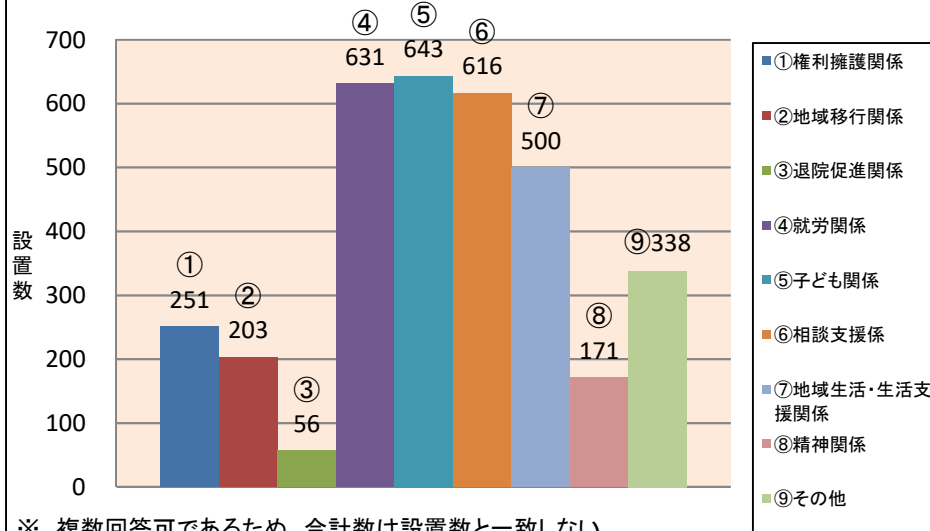
① 専門部会設置協議会数: 963



※ 複数回答可であるため、合計数は協議会数と一致しない。

専門部会(課題別)の設置状況

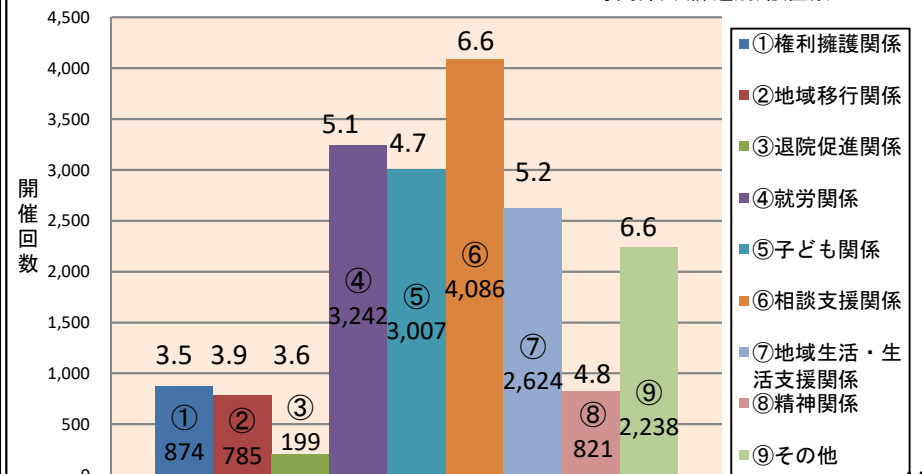
専門部会(課題別)設置数: 904



※ 複数回答可であるため、合計数は設置数と一致しない。

専門部会(課題別)の開催実績

専門部会(課題別)設置数: 904



※ グラフ上の数値は1部会あたりの年間開催回数

都道府県(自立支援)協議会について

【設置状況】

○設置済:47都道府県

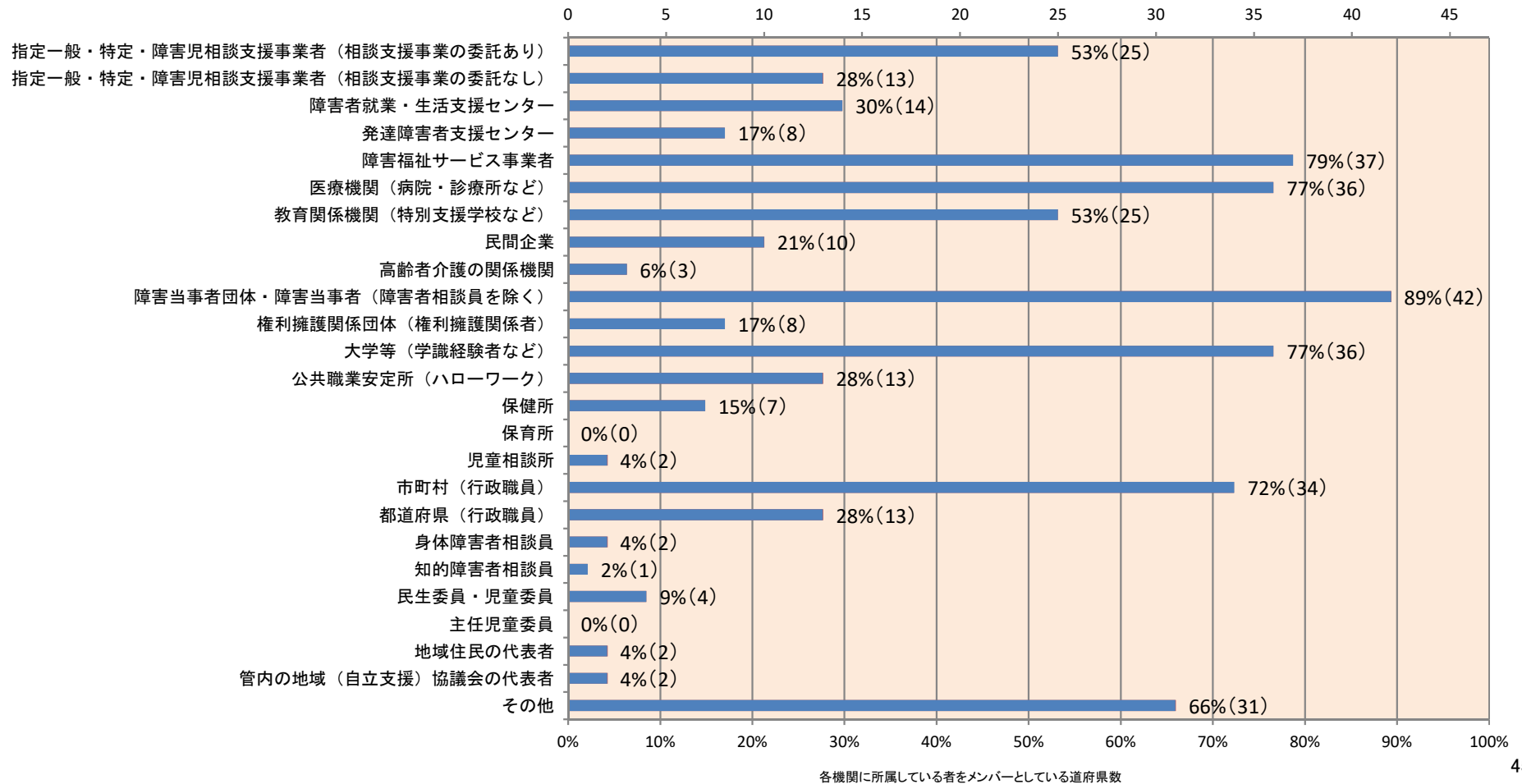
【運営方法】

○直営:46都道府県

○委託:1都道府県

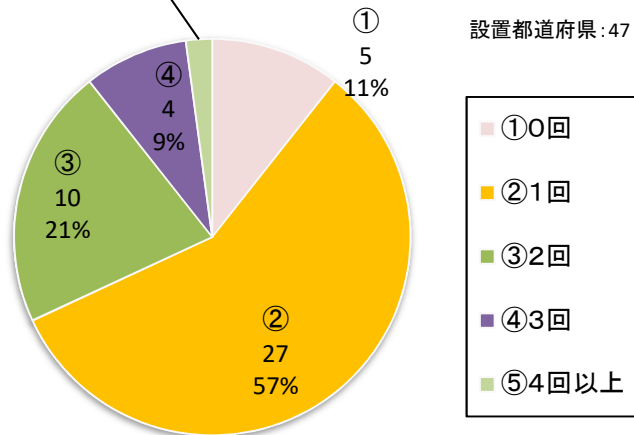
(自立支援)協議会の構成メンバー(所属先別)

設置都道府県:47



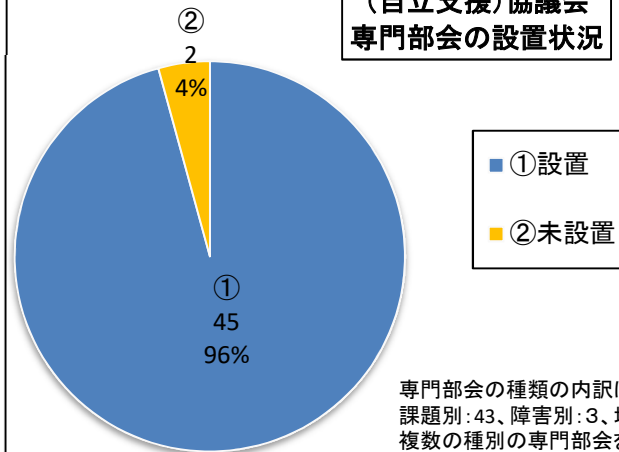
都道府県(自立支援)協議会について

⑤ (自立支援)協議会の開催実績
※専門部会を除く



設置都道府県: 47

(自立支援)協議会
専門部会の設置状況

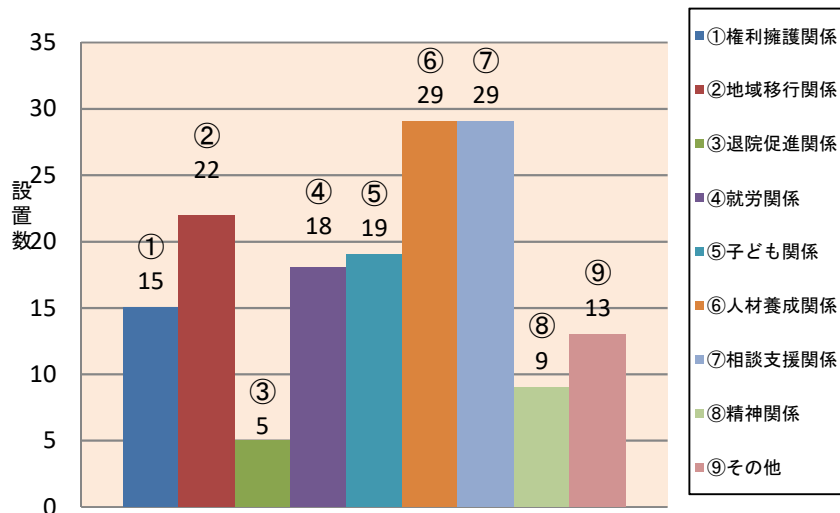


設置都道府県: 47

専門部会の種類の内訳は、
課題別: 43、障害別: 3、地域別: 1、その他: 2、となっている。
複数の種類の専門部会を設置している都道府県があるため、
専門部会設置都道府県数と一致しない。

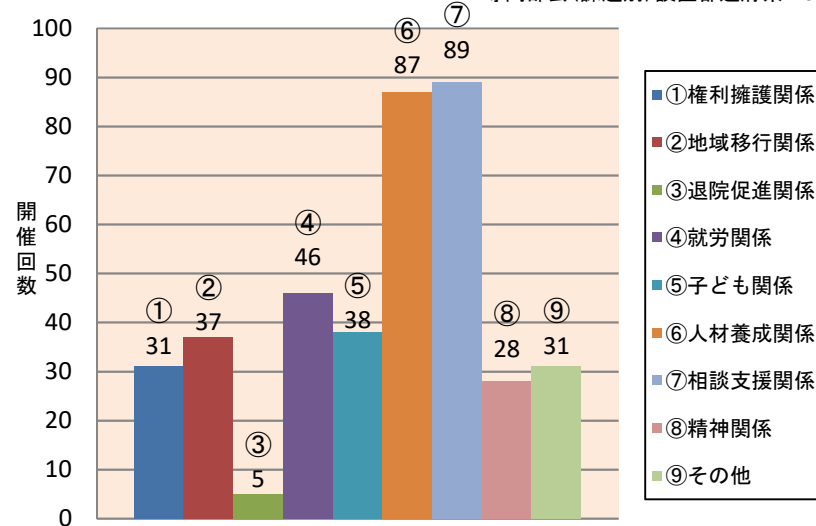
専門部会(課題別)の設置状況

専門部会(課題別)設置都道府県: 43



専門部会(課題別)の開催実績

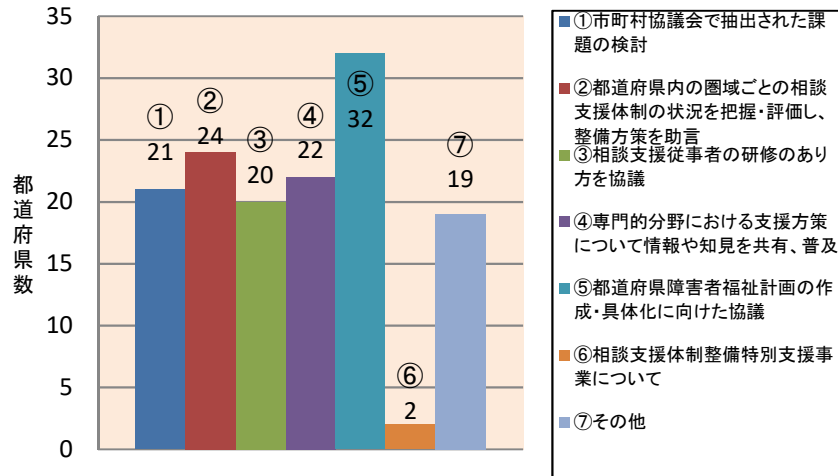
専門部会(課題別)設置都道府県: 43



都道府県(自立支援)協議会について

(自立支援)協議会での協議項目

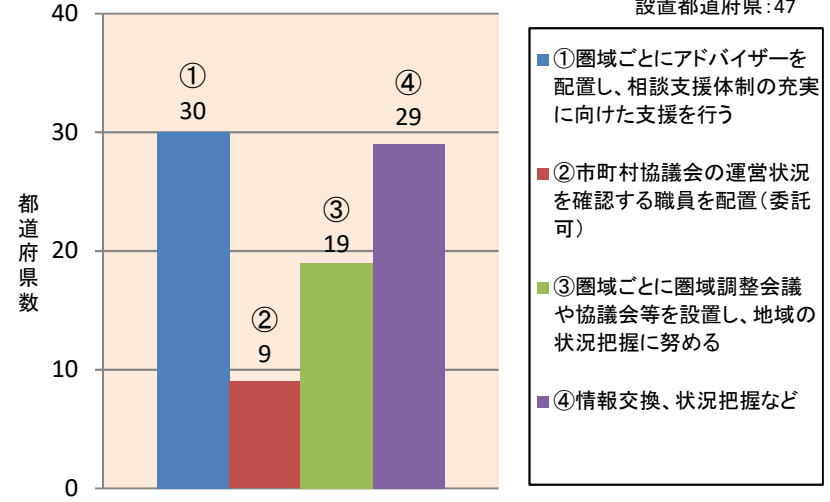
設置都道府県: 47



※ 複数回答可であるため、合計数は設置都道府県数と一致しない。

(自立支援)協議会の活性化に向けての工夫

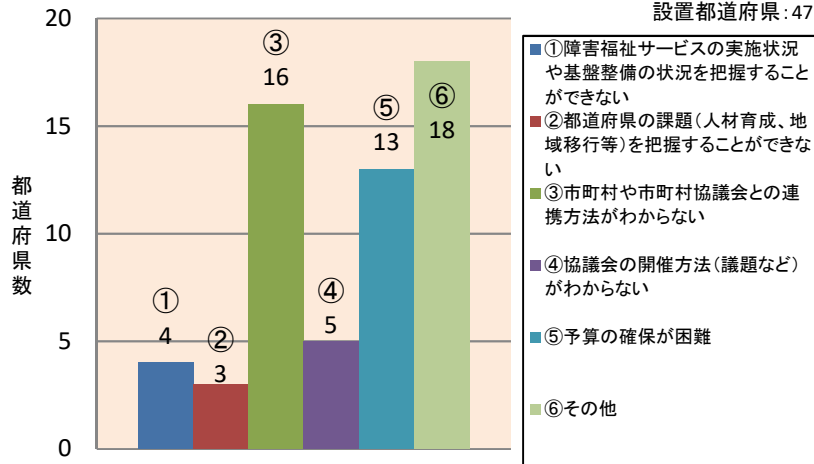
設置都道府県: 47



※ 複数回答可であるため、合計数は設置都道府県数と一致しない。

(自立支援)協議会の運営に関する課題

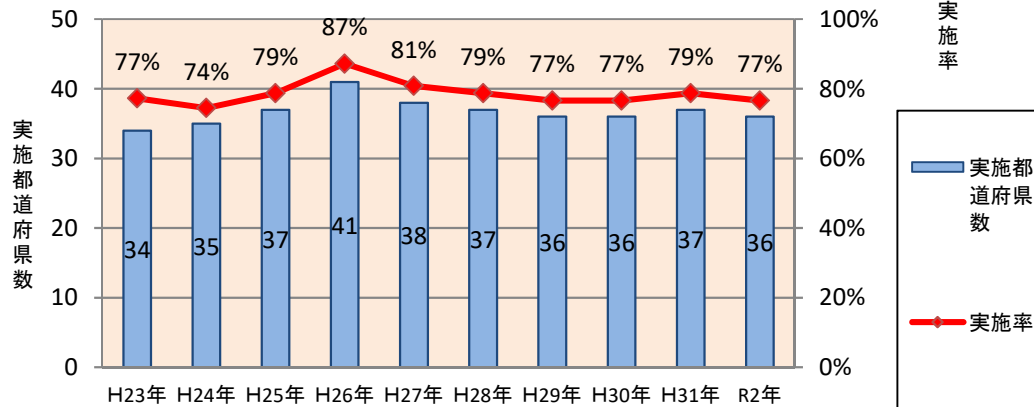
設置都道府県: 47



※ 複数回答可であるため、合計数は設置都道府県数と一致しない。

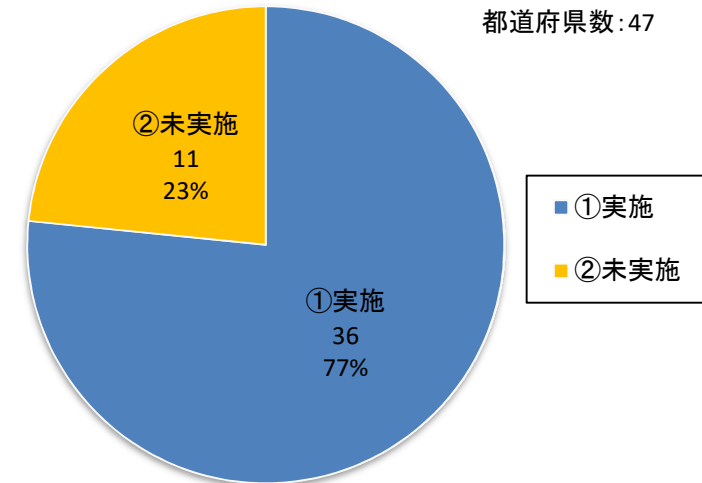
都道府県相談支援体制整備事業について

都道府県相談支援体制整備事業の実施状況（経年比較）



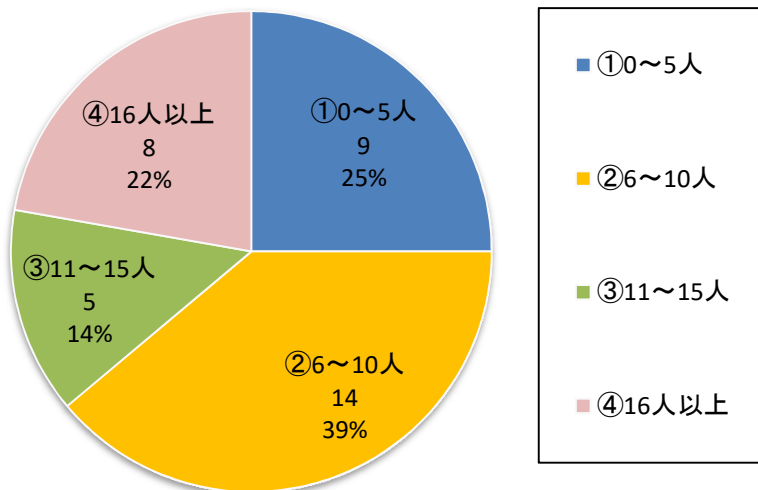
※ 平成23年4月1日の実施状況は、被災3県を除くデータ。

都道府県相談支援体制整備事業の実施状況



都道府県相談支援体制整備事業のアドバイザーの人数

実施都道府県数: 36



都道府県相談支援体制整備事業の実施状況

【全国】

- アドバイザー数: 391人
- アドバイザー1人当たり年間延べ活動日数: 68.3日

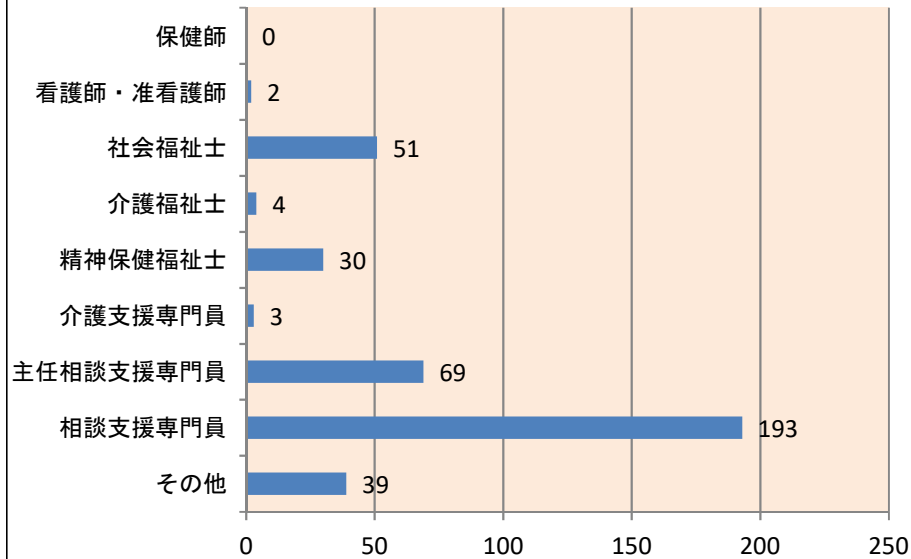
【1都道府県当たり平均】

- アドバイザー数: 11.2人

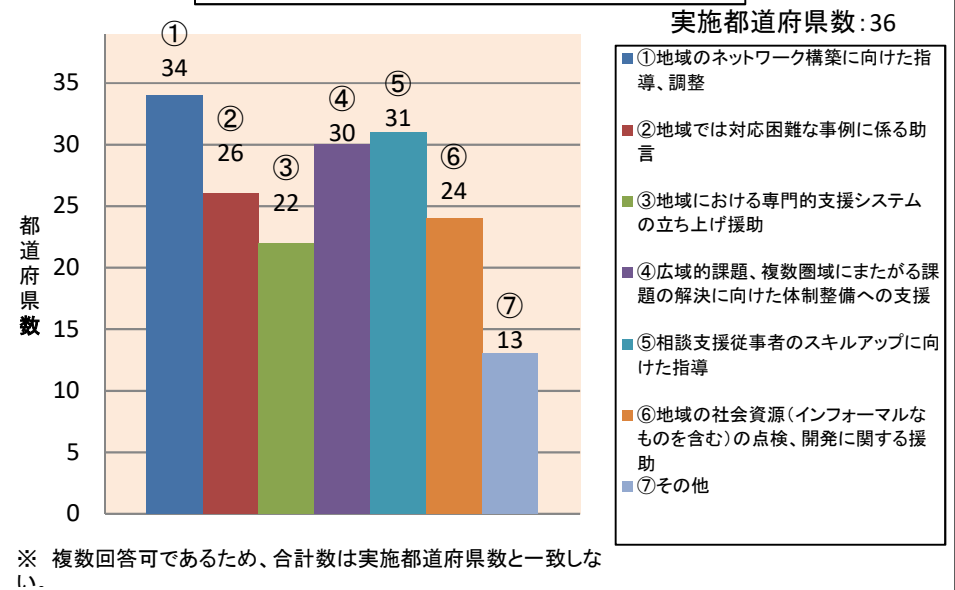
※ 実施都道府県のうち、年間延べ活動日数とアドバイザーの人数のいずれにも回答のあった36道府県の回答より算出したもの。

都道府県相談支援体制整備事業について

都道府県相談支援体制整備事業のアドバイザーの人数 実施都道府県数: 36



都道府県相談支援体制整備事業の業務内容 実施都道府県数: 36



相談支援専門員について

相談支援専門員について

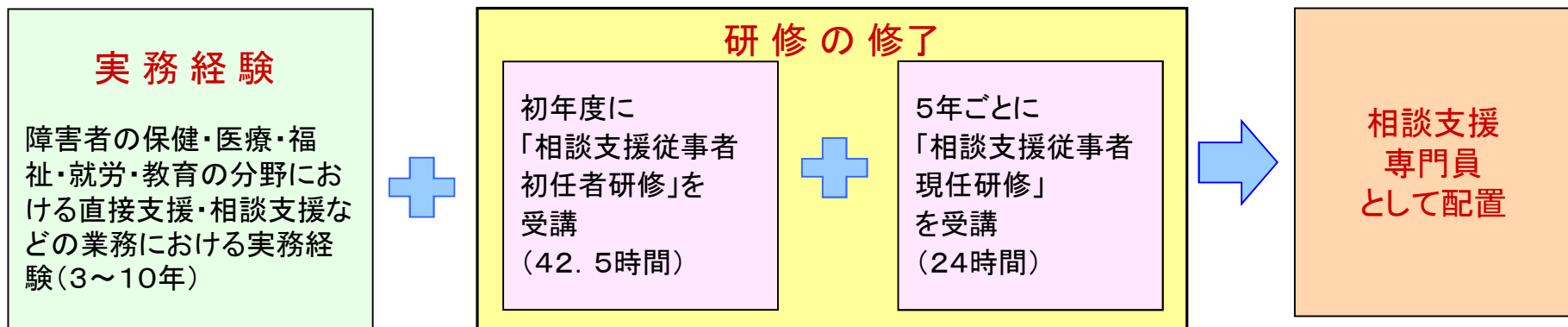
《基準》

- 指定計画相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所ごとに管理者及び相談支援専門員を配置。

《経緯》

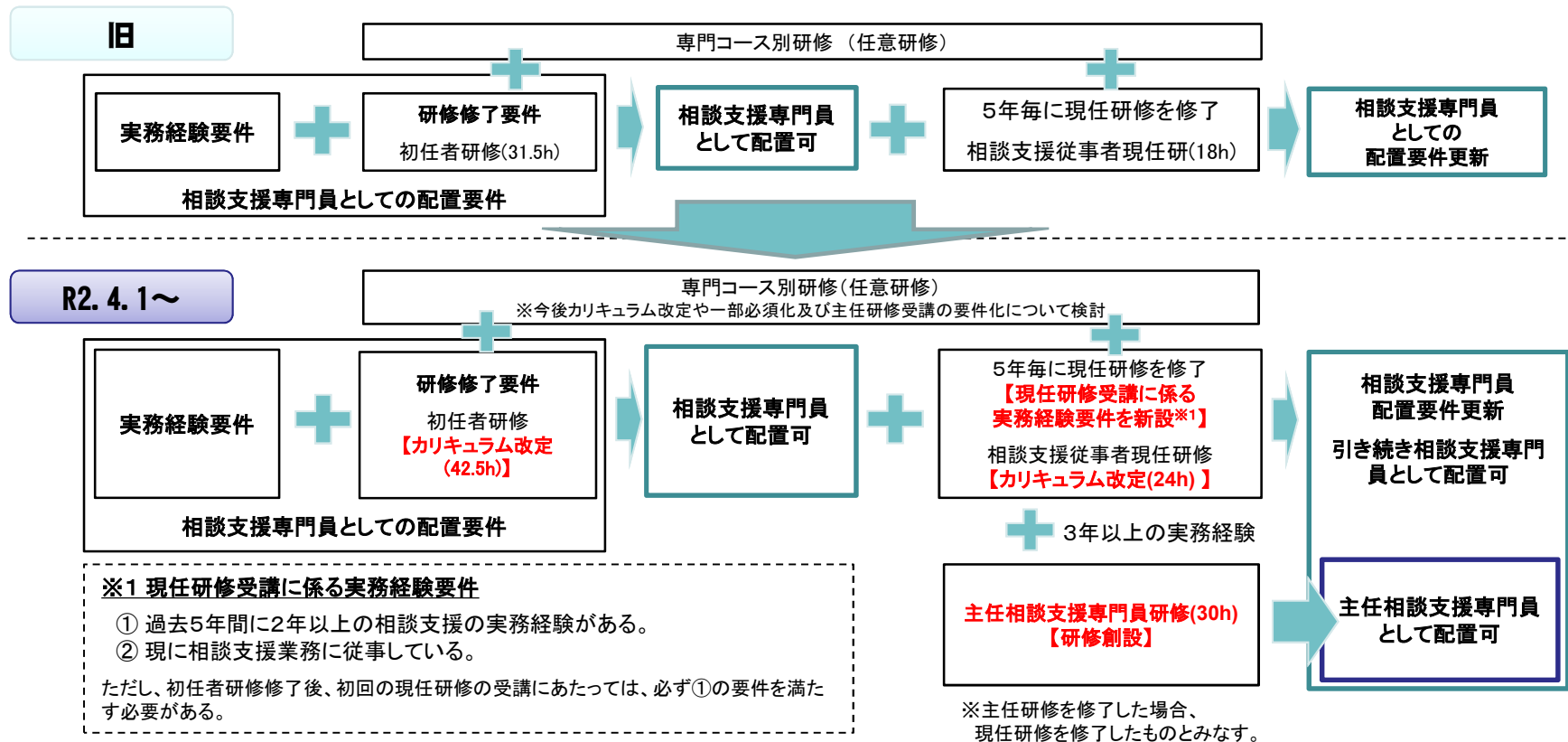
- 障害児（者）地域療育等支援事業等、補助事業による相談支援事業の担い手養成として平成10年より知的、身体、精神の障害種別毎に障害者ケアマネジメント従事者養成研修が開始された。
- 平成18年施行の障害者自立支援法において、相談支援事業の担い手として相談支援専門員が位置付けられ、その養成研修として障害者ケアマネジメント従事者養成研修を3障害を統一のものとして改定した相談支援従事者研修（初任者研修・現任者研修）が実施されることとなった。
- 平成20年には社会保障審議会障害者部会において地域における相談支援体制やケアマネジメントのあり方に対する議論が行われ、障害児支援や地域移行支援等について専門コース別研修（任意研修）を新設し、研修体制の充実が図られた。
- 平成27年からの社会保障審議会障害者部会及び相談支援の質の向上のための検討会での検討の結果を受け、平成31年には主任相談支援専門員が創設された。

【相談支援専門員の要件】



相談支援専門員の研修制度等の見直しについて

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**カリキュラムの内容を現行より充実させる改定を行う。**
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修の受講にあたり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件(※1)**を追加。(※経過措置：旧カリキュラム修了者の初回の受講時は従前の例による。)
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設。**



相談支援事業所及び相談支援専門員の状況について

設置・配置状況

＜指定特定・指定障害児相談支援事業所数＞ (箇所)

H27	H28	H29	H30	H31	R2
7,927	8,684	9,364	9,624	10,202	10,563

＜相談支援事業に従事する相談支援専門員数＞ (人)

H27	H28	H29	H30	H31	R2
15,575	17,579	19,083	20,418	22,453	23,729

＜相談支援事業に従事する相談支援専門員数(H31内訳)＞

	常勤	非常勤	計
専任	10,139	1,942	12,081
兼務	9,791	1,857	11,648
計	19,870	3,799	23,729

養成状況

＜過去5年間の初任者研修修了者数＞

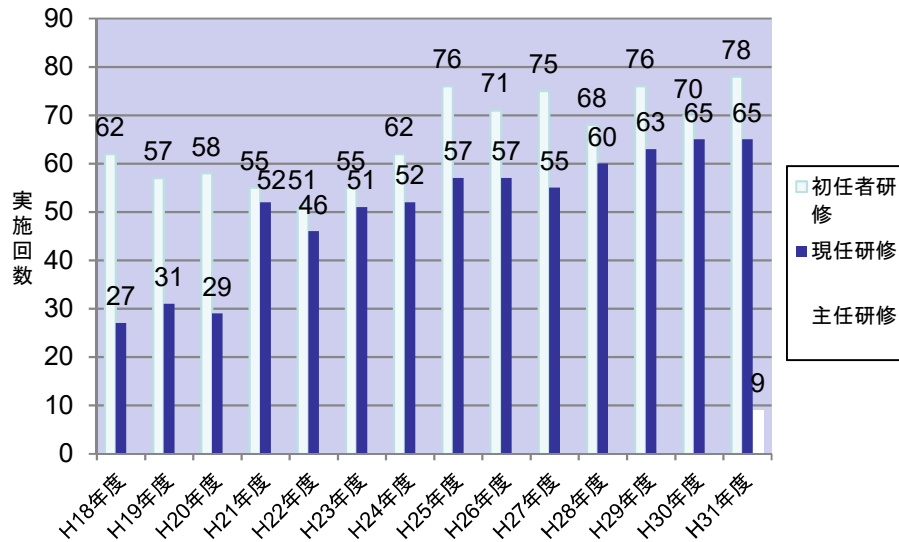
H27	H28	H29	H30	H31	合計
13,969	12,290	13,845	12,781	8,586	61,471

＜過去5年間の現任研修修了者数＞

H27	H28	H29	H30	H31	合計
4,405	5,240	5,970	6,831	6,309	28,755

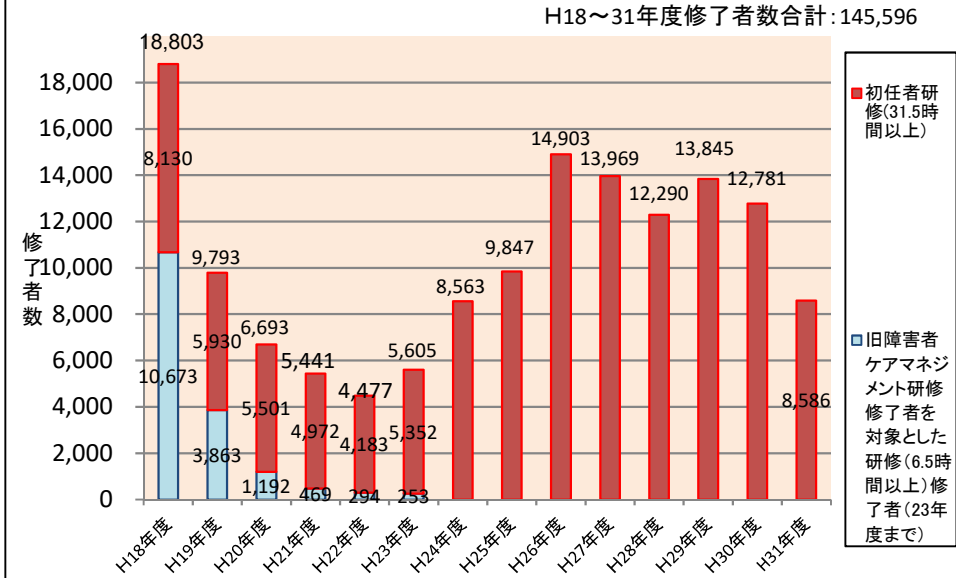
相談支援従事者研修について

相談支援従事者研修の実施回数(経年比較)



※H22年度の実施回数は、被災3県を除くデータ。

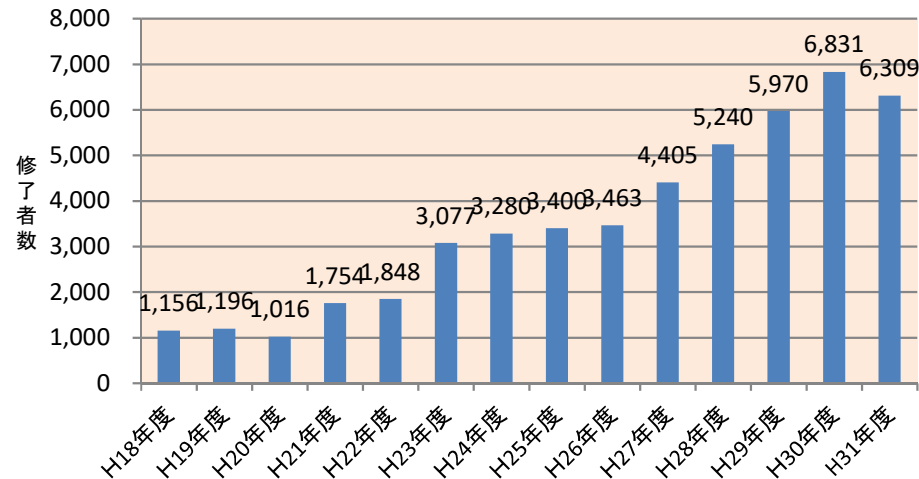
相談支援従事者初任者研修の修了者数(経年比較)



※H22年度の研修修了者数は、被災3県を除くデータ。

相談支援従事者現任研修の修了者数(経年比較)

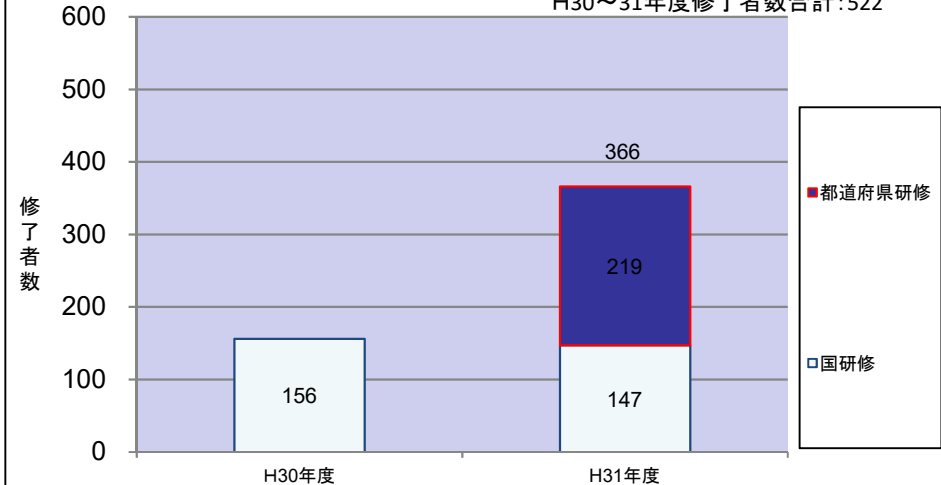
H18~31年度修了者数合計: 48,945



※H22年度の研修修了者数は、被災3県を除くデータ。

相談支援従事者主任研修の修了者数(経年比較)

H30~31年度修了者数合計: 522



地域生活支援拠点等の整備の推進について

現状・課題

- 地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支える提供体制を構築するため、居住支援のための5つの機能（相談、緊急時の受入・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）について、市町村が中心となって地域の実情に応じて整備するものである。
- 第6期障害福祉計画に係る基本指針においては、「令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本」を図ることを掲げている。
- また、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定においては、地域生活支援拠点等の整備の推進のため、市町村が地域生活支援拠点等として位置づけた短期入所事業所や緊急対応を行う訪問系サービス等について、地域生活支援拠点等としての役割を評価する加算を創設した。
- 市町村に対する調査では、令和2年4月時点で469市町村が整備、令和2年度末時点で約1,100市町村で整備予定であり、一部の市町村では整備未定となっている。
また、整備済みの市町村においても、必要な機能が備わっているのか継続的に検証・検討し、機能の充実を図っていく必要がある。

検討事項（論点）

- 地域生活支援拠点等の整備の推進についてどう考えるか。

<論点>

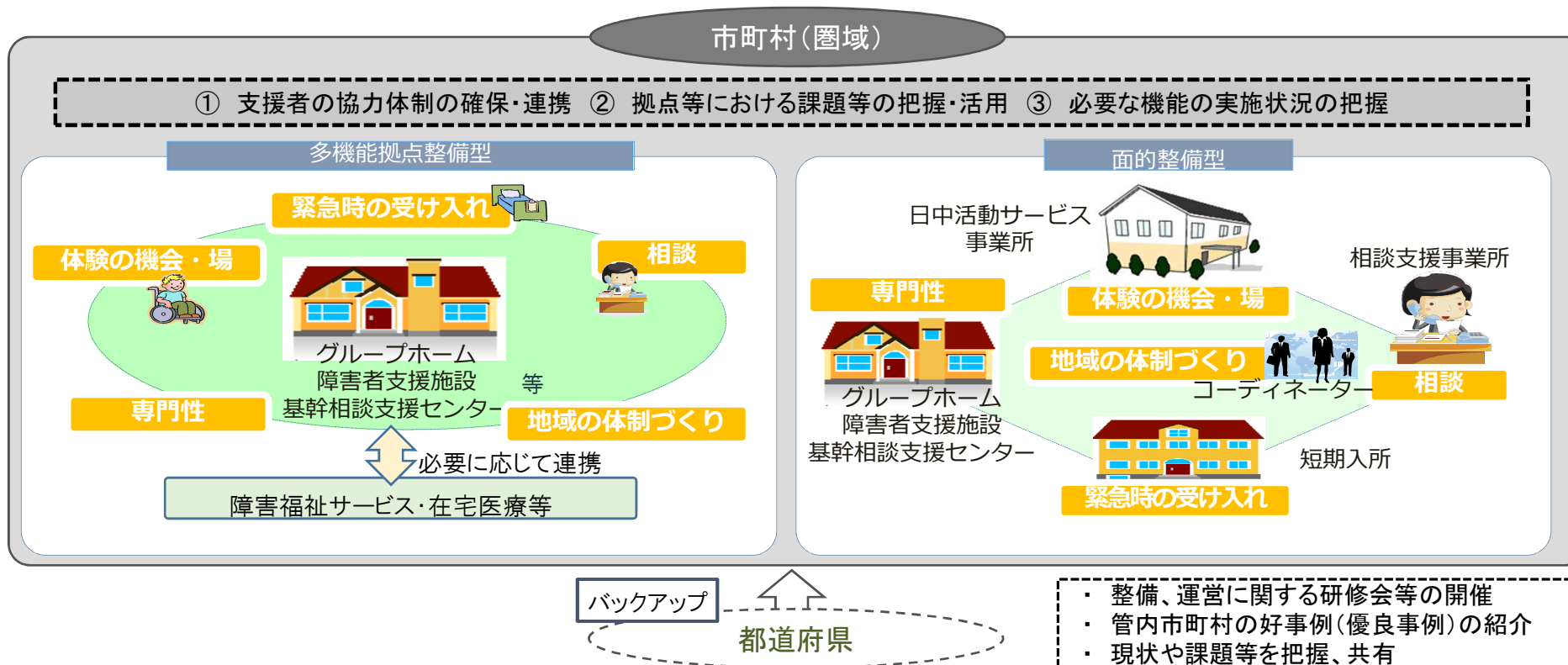
- ・ 地域生活支援拠点等が未整備の市町村の整備を推進するとともに、整備済みの市町村においては地域のニーズに応じた必要な機能が備わっているのか継続的に検証・検討し、機能の充実を図っていく必要がある。
地域生活支援拠点等の整備や機能の充実を図っていくための方策について、どう考えるか。

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ） ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



地域生活支援拠点等の整備促進について（通知）【骨子】

〔平成29年7月7日付け 障障発第0707第1号
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知〕

趣旨

- 地域生活支援拠点等の整備促進を図るため、目的、必要な機能等、市町村・都道府県の責務と役割を周知・徹底する。

整備の目的

- 障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、重度障害にも対応できる専門性を有し、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図る。

必要な機能等

- 5つの機能を集約して、「多機能拠点整備型」、「面的整備型」等、地域の実情に応じた整備を行う。
 - ① 相談 ② 緊急時の受け入れ・対応
 - ③ 体験の機会・場 ④ 専門的人材の確保・養成
 - ⑤ 地域の体制づくり
- ※ 地域の実情を踏まえ、必要な機能やその機能の内容の充足の程度については、市町村が判断する。
- ※ 緊急時の対応等について、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせる。
- ※ 地域の実情に応じた機能の付加も可能。

運営上の留意点

- 個別事例を積み重ね、地域の共通課題を捉え、地域づくりのために活用することが重要である。
- 必要な機能が適切に実施されているかどうか、定期的に又は必要な時に、運営に必要な機能の実施状況を把握しなければならない。

市町村・都道府県の責務と役割

【整備に向けた取組】

- 地域におけるニーズの把握や課題の整理を早期に行い、積極的な整備を進める必要がある。
- 拠点等の整備については、必要な機能等の実効性の担保等により市町村が総合的に判断する。
(拠点等の整備時期を明確にしておくことが必要)

【必要な機能の充実・強化】

- 地域の課題や目標を共有しながら、相互に連携する効果的な取組を推進していくこと。
- 効果的な運営の継続
 - ・ 市町村の定期的な評価
 - ・ 拠点等の取組情報の公表(普及・啓発)

【都道府県の役割】

- 都道府県は、拠点等の整備、運営に関する研修会等を開催し、管内市町村における好事例(優良事例)の紹介、また、現状や課題等を把握し、共有するなど後方的かつ継続的な支援を図る。

地域生活支援拠点等の全国の整備状況について(令和2年4月1日時点)

※ 障害福祉課調べ

○ 地域生活支援拠点等の全国の整備状況について、令和2年4月1日時点で、469市町村(うち、圏域整備:66圏域272市町村)において整備されている。(全国の自治体数:1741市町村)

※平成31年4月1日時点整備状況 332市町村(うち、圏域整備:42圏域188市町村)

① 地域生活支援拠点等の整備数について(予定含む)

令和2年4月1日時点で整備済み	469市町村 (うち、圏域整備:66圏域272市町村)
令和2年度末までに整備予定	637市町村 (うち、圏域整備:75圏域297市町村)
令和3年度に整備予定	209市町村 (うち、圏域整備:23圏域87市町村)
その他	426市町村 (うち、圏域整備:41圏域146市町村)

② 整備類型について(予定含む)

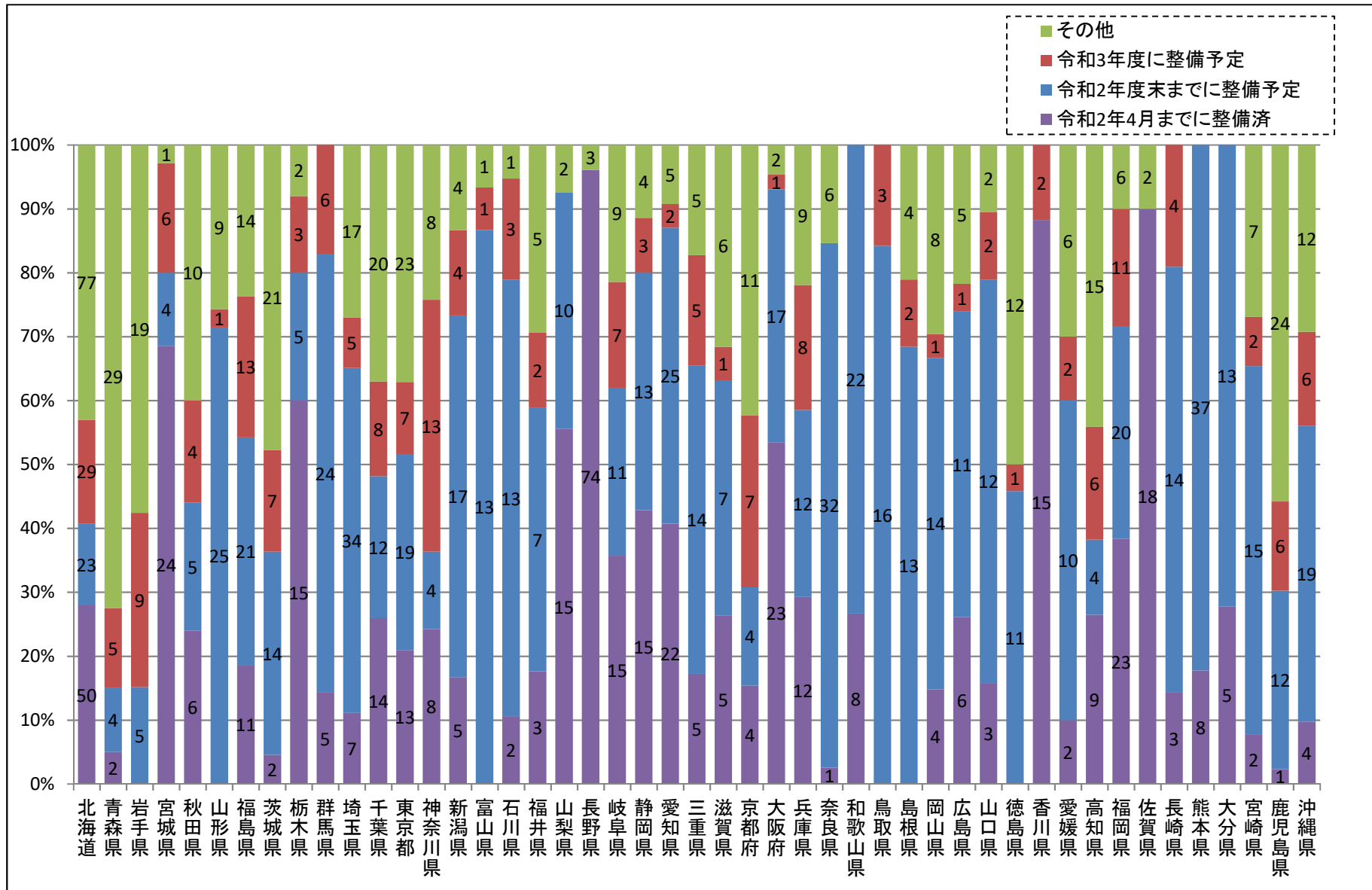
多機能拠点整備型	48市町村 (うち、圏域整備:3圏域9市町村)
面的整備型	1161市町村 (うち、圏域整備:157圏域597市町村)
多機能拠点整備型+面的整備型	101市町村 (うち、圏域整備:10圏域47市町村)
その他の整備類型	3市町村
未定	428市町村 (うち、圏域整備:35圏域149市町村)

(課題等)

※ 整備にあたって、備えるのが困難な機能として、「専門的人材の養成・確保」「緊急時の受入・対応」との回答が多くあった。

※ 今後の課題については、主に「地域の社会資源が不足していること、整備・運営に係る財源の確保」等があげられている。

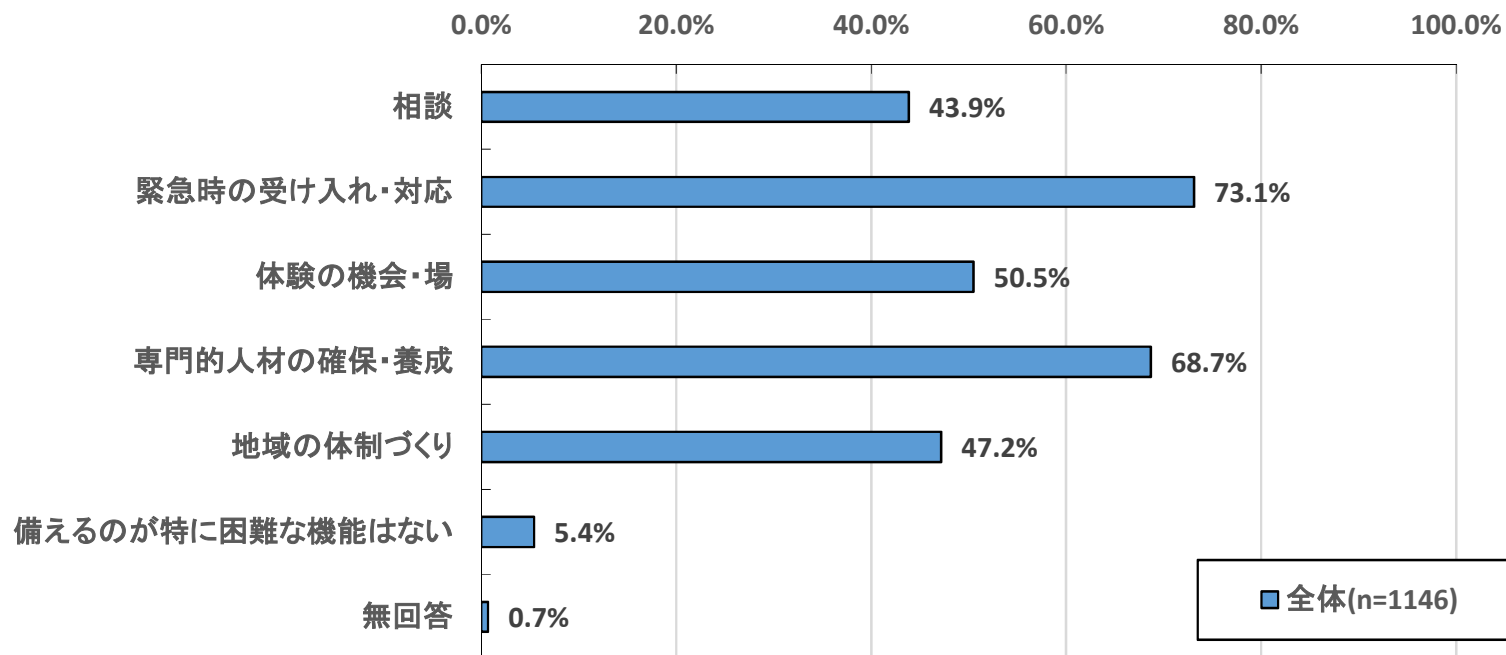
地域生活支援拠点等の都道府県ごとの整備状況(市町村数及び割合)



地域生活支援拠点等の整備に関する実態調査 (令和元年度障害者総合福祉推進事業)

○ 令和元年10月1日時点における拠点等の整備状況について「未整備」と回答した市町村を対象として、備えるのが特に困難な機能をみると、「緊急時の受け入れ・対応」が73.1%で最も多く、次いで「専門的人材の確保・養成」が68.7%の順で多かった。

備えるのが特に困難な機能【令和元年10月1日時点で「未整備」】〔複数回答〕



地域生活支援拠点等の整備、必要な機能の強化・充実のプロセス（イメージ）

○ 地域生活支援拠点等の整備にあたっては、地域アセスメントを十分に行い、支援者・関係者が一体となって整備するとともに、整備後も地域のニーズ・課題に応えられているか、必要な機能の水準や充足について、PDCAサイクルの視点で、継続的に検証・検討を行う必要がある。

⇒ **必要な機能等の強化・充実を図ることで、地域生活支援体制の推進につながる。**



地域生活支援拠点等の整備の推進に向けた取組

主な取組

(現状の取組)

○市町村への働きかけ

- ・第6期障害福祉計画の基本指針において「令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本」を掲げ、計画的整備・機能の充実を推進
- ・都道府県主管部局長会議や通知の発出等により、市町村に地域生活支援拠点等の整備の推進や機能の充実を周知
- ・地域生活支援拠点等の整備状況について、毎年度調査を実施し、市町村別の整備状況を公表

○好事例集の作成・周知

- ・地域生活支援拠点等の好事例をとりまとめて周知（厚生労働省ホームページに掲載）

○施設整備費補助における優先的な整備

- ・地域生活支援拠点等の機能を担うグループホームや短期入所事業所等について優先的な整備の対象

○地域生活支援事業費等補助金の活用

- ・地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターの配置や、緊急一時的な宿泊や一人暮らしに向けた体験宿泊の居室の確保について補助対象

○報酬の充実

(平成30年度報酬改定)

- ・市町村が地域生活支援拠点等として位置づけた特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所について、コーディネーターを担う相談支援専門員を配置して短期入所事業所への緊急時の受入れ対応を行った場合や、支援困難事例等の課題検討を通じて他の障害福祉サービス事業者と共同して必要な支援を行い協議会に報告した場合に評価
- ・市町村が地域生活支援拠点等として位置づけた地域移行支援事業所等について、障害福祉サービスの体験利用の支援や体験宿泊の支援を行った場合に評価

(令和3年度報酬改定)

- ・市町村が地域生活支援拠点等として位置づけた短期入所事業所や訪問系サービス事業所等について、地域生活支援拠点等としての役割を評価

(今後の取組)

○地域生活支援拠点等の評価指標の開発（令和3年度障害者総合福祉推進事業）

- ・地域生活支援拠点等の運営実態の検証のための調査を実施するとともに、地域生活支援拠点等の評価指標の開発を予定

參考資料

計画相談支援

○対象者(平成27年度からは障害福祉サービス等を利用するすべての障害者等が対象となった。)

- 障害福祉サービスの申請・変更申請に係る障害者・障害児(の保護者)
- 地域相談支援の申請・変更申請に係る障害者

○サービス内容

【サービス利用支援】

- 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定の前にサービス等利用計画案を作成
- 支給決定後、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画を作成

【継続サービス利用支援】

- 障害福祉サービス等の利用状況等の検証(モニタリング)
- サービス事業所等との連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨

○主な人員配置

- 相談支援専門員
※ 35件に1人を標準

○報酬単価(基本報酬)(令和3年4月～)

機能強化型サービス利用支援費 (I)	1,864単位/月	機能強化型継続サービス利用支援費 (I)	1,613単位/月
機能強化型サービス利用支援費 (II)	1,764単位/月	機能強化型継続サービス利用支援費 (II)	1,513単位/月
機能強化型サービス利用支援費 (III)	1,672単位/月	機能強化型継続サービス利用支援費 (III)	1,410単位/月
機能強化型サービス利用支援費 (IV)	1,622単位/月	機能強化型継続サービス利用支援費 (IV)	1,360単位/月
サービス利用支援費 (I)	1,522単位/月	(II)	732単位/月
継続サービス利用支援費 (I)	1,260単位/月	(II)	606単位/月

注) (継続)サービス利用支援費(I)については、利用者が40未満の部分について算定。(継続)サービス利用支援費(II)については、40以上の部分について算定

○主な加算(令和3年4月～)

初回加算(300単位)

計画相談支援対象障害者等に対して、新規にサービス等利用計画を作成した場合等にサービス利用支援費を算定する際、初期の手厚い面接や連絡調整等を評価
※サービスの利用申請から支給決定、サービスの利用開始までの期間内に一定の要件を満たす相談支援を提供した場合、当該支援を提供した月数分を更に重ねて評価(サービス等利用計画案の交付から3ヶ月を超えた日以後、3回を限度)

居宅介護支援事業所等連携加算(①100単位、②③各300単位/月)

障害福祉サービス等の利用終了に伴い、相談支援の提供を終了する利用者を指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所、企業又は障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぐに当たって、支援の利用終了前後に以下の業務を行った場合を評価
①利用者の心身の状況等に関する情報提供 ②訪問 ③会議参加

集中支援加算(①～③について各300単位/月)

計画策定月及びモニタリング対象月以外において、地域生活を支援するための相談支援の提供を評価
①月2回以上の居宅等への訪問による面接(訪問)
②サービス担当者会議の開催(会議開催)
③関係機関が開催する会議への参加(会議参加)

高い質や専門性を有する相談支援を提供する体制の確保を評価

- ・主任相談支援専門員配置加算(100単位/月)
- ・行動障害支援体制加算(35単位/月)
- ・要医療児者支援体制加算(35単位/月)
- ・精神障害者支援体制加算(35単位/月)
- ・ピアサポート体制加算(100単位/月)

○請求事業所数

8,805(国保連令和 2年 4月実績)

○利用者数

198,130(国保連令和 2年 4月実績)

障害児相談支援

○ **対象者** (平成27年度からは障害児通所支援を利用するすべての障害児の保護者が対象となった。)

- 障害児通所支援の申請・変更申請に係る障害児(の保護者)

○ サービス内容

【障害児支援利用援助】

- 障害児通所支援の申請に係る通所給付決定の前に障害児支援利用計画案を作成
- 通所給付決定後、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画を作成

【継続障害児支援利用援助】

- 障害児通所支援の利用状況等の検証(モニタリング)
- サービス事業所等との連絡調整、必要に応じて新たな通所給付決定等に係る申請の勧奨

○ 主な人員配置

- 相談支援専門員
※ 35件に1人を標準

○ 報酬単価 (基本報酬) (令和3年4月～)

機能強化型障害児支援利用援助費 (I)	2,027単位/月	機能強化型継続障害児支援利用援助費 (I)	1,724単位/月
機能強化型障害児支援利用援助費 (II)	1,927単位/月	機能強化型継続障害児支援利用支援費 (II)	1,624単位/月
機能強化型障害児支援利用援助費 (III)	1,842単位/月	機能強化型継続障害児支援利用援助費 (III)	1,527単位/月
機能強化型障害児支援利用援助費 (IV)	1,792単位/月	機能強化型継続障害児支援利用支援費 (IV)	1,476単位/月
障害児支援利用支援費 (I)	1,692単位/月	障害児支援利用支援費 (II)	815単位/月
継続障害児支援利用援助費 (I)	1,376単位/月	継続障害児支援利用援助費 (II)	662単位/月

注) (継続)障害児支援利用支援費(I)については、利用者が40未満の部分について算定。(継続)障害児支援利用支援費(II)については、40以上の部分について算定

○ 主な加算 (令和3年4月～)

初回加算 (500単位)

障害児支援対象保護者に対して、新規に障害児支援利用計画を作成した場合等に障害児支援利用援助費を算定する際、初期の手厚い面接や連絡調整等を評価
※サービスの利用申請から給付決定、サービスの利用開始までの期間内に一定の要件を満たす相談支援を提供した場合、当該支援を提供した月数分を更に重ねて評価 (障害児支援利用計画案の交付から3ヶ月を超えた日以後、3回を限度)

集中支援加算 (①～③について各300単位/月)

計画策定月及びモニタリング対象月以外において、地域生活を支援するための相談支援の提供を評価

- ①月2回以上の居宅等への訪問による面接 (訪問)
- ②サービス担当者会議の開催 (会議開催)
- ③関係機関が開催する会議への参加 (会議参加)

保育・教育等移行支援加算 (①100単位、②③各300単位/月)

障害児通所支援等の利用終了に伴い、相談支援の提供を終了する利用者を保育所、小学校、特別支援学校、企業又は障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぐに当たって、支援の利用終了前後に以下の業務を行った場合を評価
①利用者の心身の状況等に関する情報提供 ②訪問 ③会議参加

高い質や専門性を有する相談支援を提供する体制の確保を評価

- ・主任相談支援専門員配置加算 (100単位/月)
- ・行動障害支援体制加算 (35単位/月)
- ・要医療児者支援体制加算 (35単位/月)
- ・精神障害者支援体制加算 (35単位/月)
- ・ピアサポート体制加算 (100単位/月)

○ 請求事業所数

5,239 (国保連令和 2年 4月実績)

○ 利用者数

80,678 (国保連令和 2年 4月実績)

自立生活援助

※平成30年4月～

○対象者

- ① 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で理解力や生活力等に不安がある者
- ② 現に、一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者
- ③ 障害、疾病等の家族と同居しており、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者

○サービス内容

- 一定の期間(1年間※)にわたり、自立生活援助事業所の従業者が定期的な居宅訪問や随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等より、当該利用者の日常生活における課題を把握し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行う。
- ※ 市町村審査会における個別審査を経て必要性が認められる場合は、更新可能

○主な人員配置

- サービス管理責任者 30:1以上
- 地域生活支援員1以上 (25:1が標準)
- ※ サービス管理責任者と地域生活支援員の兼業は可能

○報酬単価 (令和3年4月～)

■基本報酬

<p>自立生活援助サービス費(Ⅰ) 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から退所等又は同居家族の死亡若しくはこれに準ずると市町村が認める事情により単身での生活を開始した日から1年以内の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援員30:1未満 [1,558単位] ・地域生活支援員30:1以上 [1,090単位] 	<p>自立生活援助サービス費(Ⅱ) (Ⅰ)以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援員30:1未満 [1,166単位] ・地域生活支援員30:1以上 [817単位]
--	---

■主な加算

<p>緊急時支援加算(Ⅰ) ※地域生活支援拠点等の場合 +50単位/日 緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に速やかに利用者の居宅への訪問等による支援を行った場合 711単位/日</p> <p>緊急時支援加算(Ⅱ) 緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に電話による相談援助を行った場合 94単位/日</p>	<p>居住支援連携体制加算 居住支援法人や居住支援協議会との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設けて情報共有した場合 35単位/月</p> <p>地域居住支援体制強化推進加算 ※月1回を限度 居住支援法人と共同して、住居の確保及び居住支援に係る課題を協議会等に報告した場合 500単位/回</p>	
<p>同行支援加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 月2回まで 500単位/月 月3回 750単位/月 月4回以上 1,000単位/月 	<p>ピアサポート体制加算 研修を修了したピアサポーター等を配置した場合 100単位/月</p>	<p>日常生活支援情報提供加算 ※月1回を限度 あらかじめ利用者の同意を得て、精神障害者が日常生活を維持する上で必要な情報を、精神科病院等に対して情報提供を行った場合 100単位/回</p>

○事業所数 245(国保連令和3年2月実績)

○利用者数 968(国保連令和3年2月実績)

地域移行支援

○対象者

- 以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者
 - 障害者支援施設、療養介護を行う病院、救護施設・更生施設、矯正施設又は更生保護施設に入所している障害者等
 - ※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。
 - 精神科病院(精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む)に入院している精神障害者

○サービス内容

- 住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談
- 地域移行にあたっての障害福祉サービスの体験的な利用支援
- 地域移行にあたっての体験的な宿泊支援

○主な人員配置

- 従業者
 - ・1人以上は相談支援専門員であること。
- 管理者

○報酬単価（令和3年4月～）

■基本報酬

地域移行支援サービス費（Ⅰ）	3,504単位／月
地域移行支援サービス費（Ⅱ）	3,062単位／月
地域移行支援サービス費（Ⅲ）	2,349単位／月

(Ⅰ)の算定要件

- ①社会福祉士又は精神保健福祉士、精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修の修了者である相談支援専門員を1人以上配置していること。
- ②前年度に地域移行した利用者が3人以上であること。
- ③障害者支援施設又は精神科病院等と緊密な連携が確保されていること。

(Ⅱ)の算定要件

- ①上記①及び③を満たしていること。
- ②前年度に地域移行した利用者が1人以上であること。

■主な加算

集中支援加算 利用者との対面による支援を月6日以上行った場合 500単位	障害福祉サービスの体験利用加算 障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合 開始日～5日目 500単位 6日目～15日目 250単位	宿泊体験加算 一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合 300単位／日 夜間の見守り等の支援を行った場合 700単位／日	退院・退所月加算 退院・退所する月に加算 2,700単位 精神科病院において、1年未満で退院する場合 +500単位／月
居住支援連携体制加算 居住支援法人や居住支援協議会との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設けて情報共有した場合 35単位／月	地域居住支援体制強化推進加算 ※月1回を限度 居住支援法人と共同して、住居の確保及び居住支援に係る課題を協議会等に報告した場合 500単位／回	ピアサポート体制加算 研修を修了したピアサポーター等を配置した場合 100単位／月	

○事業所数 303(国保連令和3年2月実績)

○利用者数 513(国保連令和3年2月実績)

地域定着支援

○対象者

- 以下の者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者。
 - 居宅において単身で生活する障害者
 - 居宅において同居している家族等が障害、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障害者
 - ※施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者も含む。
 - ※グループホーム、宿泊型自立訓練の入居者については対象外。

○サービス内容

- 常時の連絡体制を確保し、適宜居宅への訪問等を行い利用者の状況を把握
- 障害の特性に起因して生じた緊急の事態における相談等の支援
- 関係機関との連絡調整や一時的な滞在による支援

○主な人員配置

- 従業者
 - ・1人以上は相談支援専門員であること。
- 管理者

○報酬単価（令和3年4月～）

■基本報酬	
地域定着支援サービス費	体制確保費 306単位/月(毎月算定) 緊急時支援費(Ⅰ) 712単位/日(緊急時に居宅訪問又は滞在型の支援を行った場合に算定) ※地域生活支援拠点等の場合 +50単位/日 緊急時支援費(Ⅱ) 95単位/日(緊急時に電話による相談援助を行った場合に算定)
■主な加算	
日常生活支援情報提供加算 あらかじめ利用者の同意を得て、精神障害者が日常生活を維持する上で必要な情報を、精神科病院等に対して情報提供を行った場合	100単位/回
ピアサポート体制加算 研修を修了したピアサポーター等を配置した場合	100単位/月
居住支援連携体制加算 居住支援法人や居住支援協議会との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設けて情報共有した場合	35単位/月
地域居住支援体制強化推進加算 ※月1回を限度 居住支援法人と共同して、住居の確保及び居住支援に係る課題を協議会等に報告した場合	500単位/回

○事業所数 571(国保連令和3年2月実績)

○利用者数 3,882(国保連令和3年2月実績)

自立生活援助の整備の促進

- 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等を支援する自立生活援助の整備を促進するため、人員基準、支給決定の運用、報酬の見直しを行う。

人員基準の緩和

- 自立生活援助を必要とする障害者にサービスが行き渡るよう、別々の者を配置することとしていた「サービス管理責任者」と「地域生活支援員」の兼務を認める。

支給決定に係る運用の見直し

- 標準利用期間（1年）を超えて更にサービスが必要な場合について、原則1回ではなく、市町村審査会の個別審査を要件とした上で、複数回の更新を認める。

報酬の見直し（主なもの）

- **自立生活援助サービス費（Ⅰ）の対象者の拡充** 同居家族の死亡等により急遽一人暮らしをすることとなった者を加える。

【見直し後】

障害者支援施設や精神科病院、グループホーム等から退所等してから1年以内の者
又は 同居家族の死亡等により単身生活を開始した日から1年以内の者

(参考)基本報酬	地域生活支援員1人当たり	
	30人未満	30人以上
自立生活援助サービス費(Ⅰ)	1,558単位/月	1,090単位/月
自立生活援助サービス費(Ⅱ)	1,166単位/月	817単位/月

- **同行支援加算の見直し** 業務の適切な評価の観点から、加算の算定方法を見直す。

【現行】同行支援加算
(同行支援の回数にかかわらず) 500単位/月



【見直し後】同行支援加算
(月2回まで) 500単位/月 (月3回) 750単位/月 (月4回以上) 1,000単位/月

- **夜間の緊急対応・電話対応の新たな評価** 特に業務負担が大きい深夜帯における緊急対応や電話相談に対する加算を創設。

【新設】

- イ 緊急時支援加算（Ⅰ） 711単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合+50単位/日
・緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に速やかに利用者の居宅等への訪問等による支援を行った場合に評価。
- ロ 緊急時支援加算（Ⅱ） 94単位/日
・緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に電話による相談援助を行った場合に評価。

- **居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進** 住宅施策との連携や体制強化について加算として評価。

- 【新設】居住支援連携体制加算 35単位/月（体制加算）
・居住支援法人や居住支援協議会との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設けて情報共有した場合に評価。
- 【新設】地域居住支援体制強化推進加算 500単位/回（月1回を限度）
・住居の確保及び居住支援に係る課題を文書により報告する等の居住支援体制強化の取組を評価。



地域生活支援拠点等の整備の促進・機能の充実

- 地域生活支援拠点等の整備の促進や機能の充実を図るため、市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所や緊急対応を行う訪問系サービス等について、地域生活支援拠点等としての役割を評価する加算を創設。

<地域生活支援拠点について>

- ・ 地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもの。
- ・ 第6期障害福祉計画（令和3年度～令和5年度）では「令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本」としている。

（参考）全国1,741市町村の整備状況 ※速報値であり変更がありうる
 令和2年4月時点における整備状況 468市町村（うち、圏域整備：65圏域268市町村）
 令和2年度末時点における整備見込 1,107市町村（うち、圏域整備：141圏域567市町村）

地域生活支援拠点等



緊急時における対応機能の強化（訪問系サービス等）

市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた訪問系サービス事業所等について、緊急時の対応を行った場合に加算。

【新設】

- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援 +50単位/回 ※地域生活支援拠点等の場合
- 自立生活援助、地域定着支援 +50単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合
- ・ 緊急時対応加算、緊急時支援加算（I）又は緊急時支援費（I）を算定した場合、更に+50単位を上乗せ。

緊急時のための受入機能の強化（短期入所）

市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所について、短期入所を行った場合に加算（緊急時の受入れに限らない）。

【新設】

- 短期入所 +100単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合
- ・ 短期入所のサービス利用の開始日に加算。

（参考）地域生活支援拠点等に係るその他の主な加算（平成30年度～）

（計画相談支援・障害児相談支援）地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位/回（月4回限度）、地域体制強化共同支援加算2,000単位/月（月1回限度）
 （地域移行支援）障害福祉サービス体験利用支援加算 +50単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合

地域移行のための安心生活支援

事業概要

障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活への移行や定着のための支援体制を整備する。

※市町村地域生活支援事業(任意事業)として実施 【平成23年4月創設】

具体的事業

※ 地域生活支援拠点等における活用が可能

居室確保事業 (緊急一時的な宿泊・体験的宿泊)	緊急一時的な宿泊や地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室を確保する。
コーディネート事業	地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターを配置する。

※経過の取扱い

障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活への移行や定着のための支援策を盛り込んだプラン(地域移行推進重点プラン)を作成し、これに基づき実施する以下の事業については、平成24年4月の障害者自立支援法の一部改正により創設された「地域移行支援」、「地域定着支援」の実施体制が整備されるまでの間、経過的に実施できるものとする。

緊急時相談支援事業	夜間や休日も含めた緊急時の対応や相談等を行う。
緊急時ステイ事業	緊急一時的な宿泊場所を提供する。
地域生活体験事業	地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供する。

実施状況

実施自治体数: 108 (実施率 6.2%) (出典:平成30年度 事業実績報告)